

令和元年

第4回西原村定例会会議録

令和元年12月10日

令和元年12月13日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和元年第4回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
12月10日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
12月11日	水	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
12月12日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（3名） 	
12月13日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第90号～第114号、 諮問第1号～第2号） ・発議第5号～第6号 ・組合議会等報告 ・委員会報告 ・委員会の閉会中の継続審査（調査）申出について 	

提出議案等

(令和元年12月10日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|----------|--|
| 議案第 90号 | 西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 91号 | 西原村附属機関の設置に関する条例の制定について |
| 議案第 92号 | 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 議案第 93号 | 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について |
| 議案第 94号 | 令和元年度西原村一般会計補正予算(第6号)について |
| 議案第 95号 | 令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第 96号 | 令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算(第3号)について |
| 議案第 97号 | 令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第 98号 | 令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第 99号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第 100号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第 101号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 議案第 102号 | 工事請負変更契約の締結について |

- 議案第103号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第104号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第105号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第106号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第107号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第108号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第109号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第110号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第111号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第112号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第113号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第114号 工事請負変更契約の締結について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(令和元年11月25日提出)

(一般質問)

1番 堀田直孝君

(令和元年11月26日提出)

(一般質問)

2番 西口義充君 3番 坂本隆文君

(令和元年12月13日提出)

(議員提出議案)

発議第 5号 「厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書」について

発議第 6号 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（12月10日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（議案第90号～第114号、諮問第1号～第2号）	5
日程第 5 休会の件について	10
散 会	10

第2号（12月12日）

議事日程第2号	11
応招議員氏名	12
出席議員氏名	13
事務局職員出席者	13
説明のため出席した者の職氏名	14
開 議	15
日程第 1 一般質問	15
（堀田直孝）	15
・農業用トラクタの公道走行について	
・有害鳥獣駆除対策及び甘藷の新たな病虫害対策について	
（西口義充）	25
・防災対策について	
・小学校部活動の社会体育移行について	
（坂本隆文）	36
・ワンピース像（ナミ）の活用に対して	
・企業誘致に対して	
散 会	43

第3号（12月13日）

議事日程第3号	4 5
応招議員氏名	4 8
出席議員氏名	4 9
事務局職員出席者	4 9
説明のため出席した者の職氏名	5 0
開 議	5 1
日程第 1	議案第90号 西原村一般職の職員の給与に関する 条例等の一部を改正する条例の制定 について	5 1
日程第 2	議案第91号 西原村附属機関の設置に関する条例 の制定について	5 2
日程第 3	議案第92号 成年被後見人等の権利の制限に係る 措置の適正化等を図るための関係法 律の整備に関する法律の施行に伴う 関係条例の整理に関する条例の制定 について	5 3
日程第 4	議案第93号 熊本県市町村総合事務組合の共同処 理する事務の変更及び規約の一部変 更について	5 5
日程第 5	議案第94号 令和元年度西原村一般会計補正予算 (第6号) について	5 6
日程第 6	議案第95号 令和元年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算(第2号) について	7 3
日程第 7	議案第96号 令和元年度西原村介護保険特別会計 補正予算(第3号) について	7 7
日程第 8	議案第97号 令和元年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算(第2号) について	7 9
日程第 9	議案第98号 令和元年度西原村中央簡易水道事業 特別会計補正予算(第2号) につい て	8 0
日程第10	議案第99号 工事請負変更契約の締結について	8 1
日程第11	議案第100号 工事請負変更契約の締結について	8 1
日程第12	議案第101号 工事請負変更契約の締結について	8 1
日程第13	議案第102号 工事請負変更契約の締結について	8 1
日程第14	議案第103号 工事請負変更契約の締結について	8 1
日程第15	議案第104号 工事請負変更契約の締結について	8 1
日程第16	議案第105号 工事請負変更契約の締結について	8 1
日程第17	議案第106号 工事請負変更契約の締結について	8 1

日程第18	議案第107号	工事請負変更契約の締結について	……	81
日程第19	議案第108号	工事請負変更契約の締結について	……	81
日程第20	議案第109号	工事請負変更契約の締結について	……	81
日程第21	議案第110号	工事請負変更契約の締結について	……	81
日程第22	議案第111号	工事請負変更契約の締結について	……	81
日程第23	議案第112号	工事請負変更契約の締結について	……	81
日程第24	議案第113号	工事請負変更契約の締結について	……	81
日程第25	議案第114号	工事請負変更契約の締結について	……	81
日程第26	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	……	90
日程第27	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	……	91
日程第28	発議第5号	「厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書」について	……	92
日程第29	発議第6号	西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について	……	93
日程第30		組合議会の報告等について	……	93
日程第31		委員会報告について	……	94
日程第32		委員会の閉会中の継続調査申出について	……	94
閉会			……	95
署名			……	97

第 1 号 (12月10日)

令和元年第4回西原村議会定例会会議録

令和元年12月10日、令和元年第4回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

令和元年12月10日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（議案第90号～第114号、諮問第1号～第2号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和元年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番議員、坂本隆文君、4番議員、中西義信君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、12月3日に行われました議会運営委員会で本日10日より13日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日10日より13日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

10月1日に熊本県町村議会議員研修会が嘉島町民会館で開催され、早稲田大学公共経営大学院教授、元総務大臣の片山善博氏による「これからの議会のあり方・議員への期待」と題して講演が行われました。

また、10月29日は、阿蘇市町村議会議員研修会が産山村山鹿体育館で開催され、「地方議会にいま求められてるもの」と題して、熊本大学人文社会科学部伊藤洋典氏による熊本地震の教訓を含む基調講演が行われました。

次に、11月7日から8日には、阿蘇市町村正副議長研修で、宮崎市の宮崎県総合農業試験場及び都城市のふるさと納税の取り組みについて研修を受けてきたところです。

以上、議長から諸般の報告を終わります。

ほかに諸般の報告として何かございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）なければ、これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和元年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、まことにありがとうございます。

多忙を重ねますと、1年あっという間に過ぎ、ことしも残すところ20日となりました。令和初の師走となり、何かと慌ただしい日々となり、議員各位におかれましては、それぞれ多方面で活躍のことと推察いたします。

平成から令和になりましても、全国各地災害の多い1年でありました。8月は、九州北部で発生した集中豪雨では、佐賀県と長崎県、福岡県を中心に甚大な被害が発生いたしました。また、台風15号では、千葉県を中心に暴風雨があり、台風19号では、関東都市圏から東北地方にかけて記録的な豪雨をもたらし、気象庁からも台風上陸3日前に異例の会見を実施し、直ちに命を守る行動をとってくださいと呼びかけました。その後も台風21号の大雨等による被害など、1年を通して災害が多く発生いたしました。災害大国日本と言えども、地球環境がもたらす災害と捉えておりますが、今後の住民生活を不安視するのは、国民、村民全てが同じと考えます。

私たちが被災地として他人事ではない事態に深い悲しみを感じるものであります。被災された全ての方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、熊本地震から3年8カ月となろうとしております。まだまだ復旧復興は継続中に道半ばであります。確かな復旧復興も明るい展望が見えてきました。仮設住宅も集約が進み、A棟は、村営小森団地となり、37世帯55人が入居予定、プレハブのB棟に49世帯56戸が入居予定であり、今月中には転居されることとなっております。

また、今年度中には、C、D、E棟が解体される運びとなっており、復興の道しるべが着々と進んでいるところであります。B棟入居者世帯につきましては、自宅の再建を予定されている方がありますので、現在進めております宅地の再生事業を一日でも早く完成させたいと、職員一丸となって努力をしているところであります。工事施工中は、諸問題も発生しますが、令和2年度上半期をめどに竣工させ、自宅の再建を順次建設できればと願っております。

その他の事業につきましても、今年度は、国の大型補正予算が計画されておりますので、予算獲得にもしっかりと要求できればと考えています。

財政厳しい中、交付金、補助金または起債につきましても交付税措置等を勘案し、財政係と相談しながら財政運営に努めてまいりたいと考えております。そして、被災者を初め住民の方々の期待に応えられるよう、議会、執行部、そして、住民の方々と心をつなげて早期復旧と創造的復興を目指してまいります。未来は待っていても来ない。未来はとりに行くもの。そんな信念と発展的な思いで進めていきたいと考えております。

議員各位におかれましては、今後とも最高の両輪となりますようご協力と

ご指導を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明をさせていただきます。

まず、議案第90号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

人事院の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行う必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第91号、西原村附属機関の設置に関する条例の制定についてご説明いたします。

地方公務員法の改正による特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、地方自治法の規定に基づき、附属機関の設置を条例で定める必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第92号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律による関係法律の改正等に伴い、関係条例の規定を一括して整理する必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第93号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

熊本県後期高齢者医療広域連合が、熊本県市町村総合事務組合退職手当事務に令和2年4月1日より加入することに伴う組合規約の一部変更でございます。熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第94号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,736万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,420万2,000円と定めるものでございます。

また、地方債の補正として、緊急自然災害防止対策事業債の限度額計720万円を計750万円に変更するものでございます。

主な補正予算の内容を申し上げますと、歳入では、ふるさと納税寄附金2億5,000万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、基金費1億2,857万7,000円の増額補正、公共施設整備基金積立金1億円及び災害復興基金積立金2,857万7,000円の増額補正でござ

ございます。企画費1億4,600万円の増額補正、ふるさと納税寄附金返礼品等の増額補正でございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

議案第95号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,297万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,791万7,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金121万3,000円の増額補正、県支出金1,176万6,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費127万4,000円の増額補正、保険給付費1,176万6,000円の増額補正、予備費6万1,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第96号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,078万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金95万8,000円の増額補正、繰入金95万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費82万1,000円の増額補正、地域支援事業費213万3,000円の増額補正、予備費113万4,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第97号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳出歳入それぞれ234万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,632万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金234万8,000円の減額補正でございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金234万7,000円の減額補正、保健事業費18万9,000円の増額補正、予備費19万1,000円の減額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第98号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,188万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,111万2,000円

と定めるものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入におきましては、加入金による工事申込金1,188万円の増額補正、歳出におきましては、業務費に907万6,000円及び予備費に280万4,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第99号から議案第114号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案第99号から議案第114号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてでありますので、一括してご提案させていただきます。

なお、朗読におきましては、議案番号と工事名で説明とさせていただきます。

議案第99号、古閑地区小規模住宅地区等改良工事（古閑01）、議案第100号、古閑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（古閑01）、議案第101号、大切畑地区小規模住宅地区等改良工事（大切畑05）、議案第102号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事（大切畑05）、議案第103号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当03）、議案第104号、小規模住宅地区等改良工事（畑・風当04）、議案第105号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（畑・風当04）、議案第106号、小規模住宅地区等改良工事（上布田11）、議案第107号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）、議案第108号、小規模住宅地区等改良工事（下布田10）、議案第109号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）、議案第110号、下小森地区大規模盛土滑動崩落対策工事、議案第111号、美晴台地区大規模盛土滑動崩落対策工事、議案第112号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（谷頭③・瓜生迫・瓜生）、議案第113号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（葛目谷②）、最後に、議案第114号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（小東①）、以上16件につきましては、契約の変更が必要になりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

人権擁護委員園田久美代氏が、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、再度選任いたしたく、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

人権擁護委員海東義朗氏が、令和2年3月31日をもって任期満了となるため、新たに塚元利文氏を選任いたしたく、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今定例会に提案いたしました請負変更契約16件を含む議案25件、諮問2件、合計27件でございます。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日11日の本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日11日の本議会を休会することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は12日午後1時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時23分 散会

第 2 号 (1 2 月 1 2 日)

令和元年第4回西原村議会定例会会議録

令和元年12月12日、令和元年第4回西原村議会定例会が西原村役場に召集された。

令和元年12月12日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	松永政範君

午後 1時00分 開議

○議長（宮田勝則君）議場内の皆さん、こんにちは。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、12月3日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、1番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

それでは、令和元年第4回西原村議会定例会一般質問通告書に従い、2つの項目について質問させていただきます。

まず、1問目、農業用トラクタの公道走行についてであります。

先月、11月初めに大手農機具メーカーの農機具展示会の案内状が届いた折、チラシの中に、このチラシですけれども、ここに少し小さく書いてあります。作業機付トラクタが公道走行できるようになりました。ただし、ロータリーの全幅が170cmを超える場合には大型特殊免許が必要です。さらには、機種によっては対応部品の装着が必要です。また、現在お持ちのトラクタ・作業機についても同じ対応が必要となりますので、ご注意くださいとの記載があり、びっくりしましたが、余り理解することができず、そのメーカーの担当者やネットで調べたところ、最初は道路交通法の免許基準の見直しが行われたのかと思っておりましたところ、これは国土交通省が農耕トラクタにかかわる道路運送車両法の運用を見直したということで、簡単に言えば、トラクタ単体での走行はその車体の基準に応じて免許を持っていれば走行可能だったが、今まで当然と思っていたロータリー等の作業機を装着したトラクタの走行はできなかつたと。

これが保安基準に緩和措置が盛り込まれることにより、認定条件に基づく制限事項に対応することにより、作業機、ロータリー等を装着しても本年の4月より公道走行が可能になった。しかし、これまでは、トラクタ単体で長さ4.7m以下、幅1.7m以下、高さ2m以下、安全フレーム装着の場合は2.8m以下ですが、かつ最高速度15km以下であれば小型特殊の免許でよかったのが、ロータリー等の作業機幅1.7mを超えると大型特殊免許が必要になるとのことです。

農家のほとんどの人が、トラクタはハイスピード、15km/h以上ですけれども、使用でない限り小型特殊免許でよいと思っておられると思いますが、今回の見直しにより、村内で耕運のために一番普及している25馬力から30馬力のトラクタがこれに該当するのではと思います。このことは本村の農家にとって非常に重要なことではありますが、村としては農家の安全対策及び農業振興の面からどのような対応を考えられておられますか。また、村内のトラクタの登録台数はどれくらいありますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）農業トラクタの公道走行についてという質問でございました。お答えをさせていただきたいと思えます。

農業の大規模化に伴いまして機械の大型化が進んでおり、本村でも畜産農家を中心にトラクタを初め農業機械が大型化しております。

道路交通法では、一般的にトラクタ等は小型特殊免許を取得しておれば公道を走行することができるとなっておりますが、ただしこれは、トラクタにロータリーなどの作業機を装着した状態での寸法が、先ほど議員が申されましたように全長4.7m以下、幅員が1.7m以下、高さが2.0m以下の場合に限られ、このいずれかがその寸法を超える場合は農業用車両の大型特殊免許の取得が必要になります。

一方、道路運送車両法では装備や検査などの保安基準が定められており、トラクタに作業機を装着した状態で今述べましたような寸法を超える場合は、大型特殊免許を取得していても公道を走行することができず、1.7mを超えるロータリーなどは圃場まで運搬し、圃場で装着して使用しなければなりませんでした。

今回、道路運送車両法の運用の見直しによりまして、先ほど申しましたその寸法を超えるものであっても、反射板などの一定の保安基準を満たすことにより、作業機を装着したままでも公道を走行できるようになったものがあります。このことで農家の作業性が向上するものと期待しております。

なお、詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）運用の見直しの内容につきましては、今、堀田議員おっしゃったとおりでございます。多少細かい内容になりますのでここでは詳しいご説明は行いませんが、一例を挙げますならば、これまで幅員が1.7mを超える作業機を装着したままでは公道が走れなかったということですが、後方から方向指示器、制動灯などの灯火器類が確認できる、もしくは確認できない場合は灯火器類を設置することで、作業機を装着したままでも公道を走行できるようになったというような運用の見直しが行われております。

なお、今回の見直しは、堀田議員おっしゃいましたとおり道路運送車両法に係るものであり、免許の区分を定める道路交通法の改正ではございませんので、作業機を装着した状態で幅員が1.7mを超える場合などにおいては、従来どおり大型特殊免許が必要であることに変わりはありません。

今回の運用の見直しについては、広報紙、また生産者団体等を通じて周知を図るとともに、議員が危惧されておりますようなことを防止するために、既存の関係法令の周知もあわせてやっていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、トラクタの台数ということのお尋ねでございます。

農林業センサスでは、トラクタ台数が550台、それからコンバインが151台、田植え機140台というふうになっております。2015年農林業センサスでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）今、南利課長から内容を聞きまして、周知を図るということで、先般甘藷部会の出荷協議会があった折にも、一番に南利課長がこの説明をされたときにすごいどよめきが農家の方にはありました。どういったどよめきかは大体想像ができますが、やはり懸念事項として、もしも、大型が必要なのにそれを理解されていない農家の方がおられた場合ということになるかということ、もしも知らずに運転して事故とかを起こした場合、検挙された場合は、無免許ということで、特殊だけじゃなくて全ての免許が取り消されるということと、我々もそうなんですけれども、やはりゴルフ場を抱えているということで、以前から大型の高級車と接触事故とかを起こした場合には、やっぱり今、高級車は1,000万円、2,000万円しますので任意保険に加入しております。任意保険に加入しておりますが、これが大型の免許が必要なのに小型しか持っていない場合は、これも無免許ということで任意保険の支給がないという悲しい状況に陥るということになるんですね。

いろんな改正とか見直しとかがあったときに、スマホとかながら運転はかなり前から周知されておりましたが、今回の農耕用に関しては余り周知がなかったと。ほとんどの方が知らなかったんでしょう。JAを含めた、この間祭りがありました、そのときも担当者に聞いたら、えっそんなことになったのというような回答が来て、やはりなかなか周知されていないということで、今、南利課長が言われたとおり、これは西原村だけじゃなくて阿蘇郡、日本、もうロータリーを装着して公道を走っておるトラクタは日本中あるわけですね。皆さんそれを理解されておらんということなんで、やはり県の振興課、農業振興、JAまたはいろんな森林組合とかそういう部会との協力により、周知の徹底というのが一番大事じゃなかろうかと思っております。

そして、じゃ俺は免許を持っていないよというときに免許を取らなければいけないといったときに、もう免許を取る方法というと自動車学校、試験場

しかありません。かなり高齢者の方に取れと言ってもなかなか難しいと思うんですね。

ここで提案なんですけれども、一番簡単な方法としましては、県立農大で農作業安全講座というのが行われております。これは、講習を受けて試験場が農大のほうに来て試験をしますが、あくまでも条件に、ただし農耕用と、農耕用具がついておけば問題ないんです。これが、一般の農業者向けに大型特殊を年に7回、牽引を4回やっております。大型特殊が大体年間210名、牽引が96名ということなんですけれども、認定農業者の方はこちらでほとんど取っていると、若い人たちは。とっているんですが、この人たちに、取りに行く方法としてそういうところの紹介、これが必要ではないだろうかということで、私も阿蘇振興局に行きまして、うちの取得状況を聞きました。

そうしたところが、昨年度が阿蘇郡で34名、牽引が48名受け付けして、西原村は5名しかいなかったということなんです。やはりこういうところで免許が取れるということをご存じじゃない方がいっぱいいらっしゃると思います。

じゃ、この免許はどうなっているんだろうかと聞いたところ、一応振興局から各市町村役場に来るんですか、そして受け付けになるということですので、こういうところの周知も大事です。各機関との周知も大事だし、こういう免許を取るすべを皆さんにまた周知していただく。そしてもっとまたお願いするならば、今210名の定員を少しでもふやしていただいて、例えば西原村からそういう人たちを集めて、いっそマイクロバスか何かで連れていかんと、なかなか70歳以上の方は行かれんと思います。そういう措置ができないものかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）まず、周知についてでございます。おっしゃいましたとおり、4月に国交省が制度の改正を行っておると。これに対しまして、10月に農水省が具体的要件を追加したということであると。本当に新しく改正された内容であるなということですよ。

我々も、4月時点での国交省からの通知は受け取っておったわけですが、具体的な内容についてはつい最近知ったというような状況でございます。また、さらに申しますならば、牽引につきましてもこれは一部まだ農水のほうでその運用の具体的要件が示されていないものがある、現在検討中であるということですので、その辺を含めて明示されて、皆さんにお知らせをしていきたいというようなことを考えております。

それから、免許の取得についてでございます。おっしゃいますとおり、農大での取得が一番容易といいますか、取りやすい状況です。まず、自動車学校に行くという場合は、これはほぼ確実に取れるわけですが、費用が10万円ほどかかってしまうというようなことでございます。それから、自分で直接

免許センターに行って試験を受けるというのは、これは非常に難関だというふうに言われております。おっしゃいますとおり、農大の講習を受けていただくのが一番簡単な方法ということではなかろうかなというふうに理解しております。

農大のほうに確認いたしましたして現在の受講状況を伺いましたところ、非常に殺到していると。やっぱりこの改正に基づくものもあるのかなというふうに理解しておりますが、非常に申し込みが殺到しておって、順番待ちになっている状況ということでございます。

おっしゃいましたようなご提案、いろいろございましたが、その辺は農大と調整しながら、少なくとも講習の日程ですとかそういったものは皆さんにお知らせしていきたいなというふうに考えるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3回目、あれば続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）今、南利課長から言っていたとおり、特殊ということでなかなか熊本県内に試験場が少ないということで、やはり農大のほうに頼るしかないのかなということと、やっぱり近隣、JAの私、支所運営委員もしておりますので、この間センター長ともお話しした中に、修理とか販売のときは当然こういうことが必要ですよという周知も必要ですよ。それとともに、修理とかが入ってきたときにちゃんとはかってやって、これはこうですよ、大型が要りますよというような周知も必要じゃないかということで、村内の農機具、近隣町村、きのう益城町の農機具さんとも話しましたが、西原村に納入されておるということですので、そのあたりも修理に来られたときにちょっとはかってもらうのもいいんじゃないかなということと、周りを巻き込んだ周知というのが大事じゃないかなと思います。

あとは、今、農大のほうの試験の枠拡大とか、そういう内容はまた今後南利課長のほうにお願いして、この質問は終わりたいと思います。

○議長（宮田勝則君）お願いですけれども、お願いなら答弁は要らないですか。

○1番議員（堀田直孝君）答弁なかろう。あとは努力していただきたい。

○議長（宮田勝則君）では、2番目に移ってください。

○1番議員（堀田直孝君）続きまして、2番目の質問、有害鳥獣駆除及び甘藷の新たな病虫害対策であります。

本村において、甘藷の売り上げは昨年に引き続き高騰が続き、農家の所得向上により村には税収増という期待ができ、喜ばしい状況であります。しかしながら、イノシシを含めた有害鳥獣は相当駆除しても年々増加し続けております。

熊本県では、イノシシの増加に伴い農林産物への被害拡大が深刻化し、平成20年11月に第1期の特定鳥獣保護管理計画を策定して、有害鳥獣捕獲対策を初め、有害鳥獣捕獲許可基準の緩和、狩猟期間の延長や特定休猟区の指定

等のイノシシの保護管理対策を実施するとともに、被害防除対策については、市町村鳥獣被害防止計画に基づき電柵の設置等が実施されておりますが、県の資料では、本県のイノシシの捕獲の推移は2000年7,234頭が10年後の2010年では2万5,922頭、被害額は、2000年では1億5,500万円が10年後の2010年では4億4,600万円といううなぎ登りにふえております。

本村におきましては、近年この被害状況と被害額はどのように推移しておりますでしょうか。また、電柵等の補助はありますが、今後狩猟者数も減少する中、どのような対策が考えられているでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） 有害鳥獣駆除対策及び甘藷の新たな病虫害対策ということで、まずは新たな有害鳥獣対策という質問であるかと思えます。お答えをさせていただきます。

平成23年度から国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し捕獲補助金の交付を開始したことも相まって、近年、有害鳥獣の捕獲頭数は大幅に増加をしております。

平成29年第4回議会での村上議員の一般質問にもお答えしたとおり、以前は毎年10頭前後で推移していたイノシシの捕獲数は、平成24年度以降は毎年50頭から150頭ほどに増加し、平成30年度においてはイノシシ、鹿を合わせますと206頭の捕獲実績で、初めて200頭を超え、本年度も昨年同様、206頭の捕獲が行われました。捕獲隊の皆さん方のご努力には感謝申し上げるところでございます。

また、この間、これも国の交付金を活用して電気柵の設置を促してきたところですが、平成31年度末で24地区、延長39kmに達しております。

しかしながら、このような捕獲の強化、防除体制の整備を図っているにもかかわらず、堀田議員の指摘のとおり、依然農作物被害は後を絶っておりません。今後も引き続き、対策を講じてまいりたいと考えております。

詳細につきましては担当課長よりご説明いたします。

○議長（宮田勝則君） 産業課長。

○産業課長（南利孝文君） まず、お尋ねでございます被害額に関してでございます。被害面積と被害額の順に申し上げます。

平成27年、150 a、112万7,000円、平成28年、214 a、134万7,000円、平成29年、被害面積173 a、131万7,000円、平成30年、被害面積126 a、112万4,000円となっております。

ただ、この金額につきましては報告があったものを確認して数字にしているものでございますので、実際の被害額というのは恐らくこれ以上あるのではなかろうかな、はるかにあるんじゃないかなかなと。地震で平成28年、29年、捕獲隊が若干活動が停滞した時期がございましたので、この間は被害額

もふえておりますが、平成27年に比べましても30年は減少しているというところがございます。

ただ、国も国全体の被害額は減少しているという発表をしておるところでありますけれども、私たち現場の感覚からすると、やっぱり農家さんの話の中では、この間はここがやられたばいとかそういう話をよく耳にする、以前よりそういう話をよく聞くようになった。さらに、イノシシの活動範囲、これが非常に住宅周辺にまで広がってきているというような状況も鑑みますと、数字上は減っているが実際の被害ははるかにふえてきているのではなかろうかなということを懸念しておるところでございます。

要因の一つとしては、農家さんの報告が実際減ってきているという印象がございますので、農家さんの中に、やはりもう報告してもなというようなどころもあるのかなというふうに懸念をしておるところでございます。

有害鳥獣に対する対策ということでございます。これにつきましては、本年度新たな取り組みといたしまして、新規免許取得者を中心に箱わなの貸し出しを実施いたしました。これは、国の交付金を活用し、村の被害防止対策協議会で購入した箱わなを貸し出す取り組みであります。免許取得後の負担軽減と捕獲の拡大を目的としたものであります。今後も、新規免許取得者を中心にこの取り組みを継続していきたいと考えておるところでございます。

有害鳥獣捕獲は、狩猟法と鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づくとともに、村でも捕獲基準等を定めた有害鳥獣捕獲実施要領を定めております。この要領の中に、捕獲に従事する者として、銃器による捕獲の場合は3年以上、わなによる捕獲の場合は1年以上、県の狩猟者登録を受けた者という規定がございますが、このことによって、免許を取得してもすぐには有害鳥獣捕獲に参画できないというような課題があったわけでございます。

この定めは熊本県の実施要領にもあった事項ですが、昨年、熊本県ではこの条文が削除されており、自衛捕獲の拡大と新規免許取得を促すためにも、本村でも令和2年度4月から本条文を削除した実施要綱を施行する予定で、現在作業を進めておるところでございます。

有害鳥獣捕獲被害は、猟友会で編成する捕獲隊の活動のみでは防止できない状況になってきております。今後も、新規免許取得者の拡大等による自衛捕獲も含めた有害鳥獣捕獲対策が拡大できるよう、施策を講じていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）今、南利課長が言われました箱わな、これが住民の方から、えらいよそで箱、囲いですかね、これ。箱わなは囲いになりますかね。かなり効果を上げているんじゃないかということで、そういう要望はできんかということで、もう早速西原村は取り組まれているということで、安心しました。

及びのところに入りますが、本村の甘藷売上が高騰する要因として、ライバル県の宮崎県、鹿児島県で、新たな甘藷の病気で生産量の減少があると考えております。この病気は、サツマイモのつるの表面が黒く変色した後に枯れ死する病気で、被害が進行すると圃場全体が感染し、やがて地中の塊根まで腐敗するというもので、近年海外などでも発生していて、病名もまだついておらず、仮称でサツマイモ基腐病と言われています。病原菌はホモプシス属糸状菌の一種で、驚異的に感染が広がる病気のようなのです。

宮崎県、鹿児島県はここ二、三年で拡大しており、鹿児島県では鹿屋市を初めとし、もう自治体を中心に緊急の説明会が開催され、串間市では基腐病の蔓延を防ぐために今年度約5,600万円の補正予算が計上されております。まだ熊本県にはその病気は入っていないようですが、いつ本村に入るかわからず危惧しております。

対策としましては、防除面から土壌ピクリンが有効とされておりますが、ほかの対策として輪作、種芋の洗浄と選別、発病苗の除去、作業機の消毒、排水対策等があります。残渣を残さず持ち出すということが一番大事ということなのです。

さきにも、甘藷の残渣処分が不用意に行われたため、イノシシなどの被害がふえるという原因になっております。農家の方々から、この残渣処理はどうかならんとかと相談、意見が上がっておりますが、村としての対策はいかなるもののでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）サツマイモは西原村の特産ということで、前年度も売り上げが税込みで4億円あったということと、面積が今までは大津町が多うございましたけれども、西原村が80ha、大津町が77haということで、いつも大津町の町長と話すのが、量の天津、味の西原と言っておりました。量も西原村が追いついたんじゃないかなろうかなというふうに思っております。ただ、これは農協出しでありますので、個人出しが入っておりませんが、そういった面積になっておるということでもあります。

今、サツマイモの基腐病、仮称でありますけれども、それについてのお尋ねでございます。

宮崎県、鹿児島県で発生した甘藷のつるが枯れて芋が腐る病状の病害については、仮称ですかね、もと腐れというのは。と呼ばれております。

2018年11月沖縄県で、そして同年の12月には鹿児島県、2019年1月に宮崎県で、病害虫発生予察特殊報により国内で初めて発生が公表されております。最初は地面近くの茎が黒く変色し、芋全体に腐敗が広がり、株が枯れてしまうという症状があらわれるそうでもあります。

現在、熊本県では発生は確認していませんが、本県は全国でも有数の甘

諸の産地であり、本村の主力作物でありますので、予断を許さない状況であると思います。西のほうから順次九州のほうに来ておるといような状況でもございます。生産者各位への南九州での被害状況の周知と防除の徹底によりまして、産地の維持を図ってまいりたいというふうを考えておりますけれども、これにつきましても担当の南利課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）宮崎県、鹿児島県で発生しております基腐病、これは病名は登録申請中ということで、堀田議員おっしゃるとおり、全く新しい病気でございます。この基腐病については、現在のところ熊本県での発生は確認されておりませんが、今後、村長も申しましたとおり、侵入しないとは言いきれない状況であります。

基腐病は糸状菌が病原菌で、これはつるとか芋に伝染し、感染した芋やつるの上で越冬し、感染源となるということがわかっておるそうでございます。宮崎、鹿児島両県で行われております補助事業等を使った防除の内容を見ますと、土壌消毒、苗の殺菌、残渣を圃場に放置しない、発生圃場の種芋を使用しないなどの取り組みが行われておりますが、これらの取り組みは既に本村生産者におかれましては重要な生産工程として組み込まれていると考えておりますので、引き続き、その適切な励行をお願いしていくというところでございます。

また、あわせまして村では継続してウイルスフリー苗の補助を行っておりますが、この活用についてはさらに推進を図っていききたいというふうにお考えしております。

ただ、想定されますリスクといたしましては、コンテナ出荷等によるコンテナの汚染がございますので、十分な洗浄を周知する必要があると考えております。また、作物残渣に感染し越冬する性質でもあります。この作物残渣は有害鳥獣対策においても重要な課題でございますので、適正な残渣処分についても引き続き周知を図っていかねばなりません。

今回の基腐病については、JAの出荷協議会を通じ防除等の徹底を周知していくとともに、西原村では大体今120haほどの生産があり、110名ほどの生産者がいらっしゃるかというふうに思います。ただ、農協出荷協議会には55名の方ということで、約半分の方が系統外ということで生産をされているところでございます。こういった部会外の生産者の方に適切にこの情報をお伝えしなければならないということを考えておるところでございます。現在、既にその周知のための準備を進めておるといった状況でございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）今、南利課長が言われたとおり、村も今まで補助、

これがかなり有効だったのではなかろうかと思えます。といいますのが、基腐病の一つの予防の措置として、今、南利課長が言われましたが、発病苗の除去という点ではもう何回も使わないということで、村ではフリー苗の補助があり、これも基腐病の大変有効な措置でもありますし、またちょっと話を飛ばしますと、公害防止として近隣町村では今でも違法にポリが焼却されておる中、西原村は廃プラの補助ということで他町村より先駆けているんな対応をしていただき、西原村では適正な処理ができており、農家の代表としても感謝しているところでございます。

その中で、やはり先ほどのトラクタも一緒です。今回も一緒です。残渣処理、これに非常に農家の方は悩まれております。その中で、これも産業廃棄物なのか一般廃棄物なのか、これを肥料、堆肥として対策ができるのか、このあたりが理解されないまま、ひょっとして残渣が不法に処理されている、そしてまた指摘を受ける、警察から注意を受けるとか、注意だけならいいんですけれども、そういう処分とかを受けないがためにも、法的な位置づけを行政としてある程度示していただき、適正な残渣処理に対しての指導または対策ということをお願いしていきたいと思えます。以上ですが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）生産物の残渣の取り扱いということでございます。生産物の残渣は、事業系一般廃棄物の分類で行われるということでございます。ですので、やはり適切に処分をしなければならないということでございます。

一般的に、野菜等の残渣については畑にすき込むことで肥料、堆肥化が可能でございますが、甘藷の場合は、これまで申してきましたとおり、すき込むことによって病原菌のもとになってしまうということですので、やはり適切な廃棄をお願いせんといかん。ただ、そうは言っても畑にすき込むことはやはり防除の面から不可能ということでございます。

この辺については、非常に行政として今のところはっきりこうしたらいいというようなことはございませんので、それぞれの圃場なりそれぞれの土地なりで処分していただくといかんわけなんですけど、この件につきましては県にも実情をお伝えして、何とかならんのかということでご相談申し上げておるところです。県としても、非常に今困っておられるということなんです。

それと、堆肥化の話等もございました。堆肥化の試験等も全国の産地で行われているというのが実情です。ただ、堆肥化を行う段階で腐敗臭、これが他のものに比べると非常に強いということで、その辺の課題もあるようでございます。その辺、我々も今後注視していかなければならないということで、引き続き、適正な残渣の方法については検討を重ねていきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

- 議長（宮田勝則君）3回目、使いましたけれども、まとめますか。
- 1番議員（堀田直孝君）はい。
- 議長（宮田勝則君）では、まとめてください。
- 1番議員（堀田直孝君）私も元職員でありながら、西原村は村長を中心に、こういう提起をするとすぐ動いてくれる、すぐやる職員が多い村でありますので、特に南利課長、前回のシステム変更の補助金もすぐ対応していただいて、農家の方はすごく、ああ早いなということで喜んでおられました。また残渣処理に関しましてもすぐ対応してくれるのではなかろうかという期待を込めまして、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。
- 議長（宮田勝則君）次に、受領番号2番、5番議員、西口義充君、件数2件、発言を許します。

（5番議員 西口義充君 登壇 質問）

- 5番議員（西口義充君）5番議員、西口です。受領番号2番、通告2件の質問をいたします。

まず、防災対策について。

日本各地で風水害が本年も頻繁に発生いたしました。短時間雨量に対する避難勧告をする際の判断雨量とか、また西原村洪水ハザードマップによる水害危険予想指定区について質問をさせていただきます。

地球温暖化によりまして、気候変動の影響で毎年全国各地で水害、土砂災害による被害が頻繁になり、ますますリスクが高まっているようでございます。本年も、全国各地で多くの災害が発生をいたしました。九州では、8月27日からの九州北部の大雨で、ひどかったのが佐賀県の武雄市、大町町等において床上、床下浸水1万2,000軒ほどの被害があり、また、鉄工所よりの油の流出等で近隣の住民の方が大きな被害を受けておられます。

私も、熊本地震で大変お世話になりまして、武雄市のほうに災害ボランティアで家族で参加させていただきました。被災地を見まして、こんな平地なのに何で水がこんなに高く上がるんだろうという思いで見えておりました。やはり周りが結構平地で、遠くに山が見えるんですけども、どこから来たのかなという思いで、山林の状況がわかりませんので、大変だったろうなというところで一生懸命働いてまいりました。

また、台風15号では千葉県が台風に見舞われまして大きな被害を受け、停電も数カ月続いたという大災害となっております。このときの雨量、静岡県の伊豆市では1時間に109mm、東京都大島町でも89.5mmというような大雨が降っております。

また、本日でちょうど2カ月になります台風19号、神奈川県箱根町で総雨量が1,000mmに達していたというようなことでございます。また、静岡県でも760mmと報告が出ております。また東北、福島県、宮城県、栃木県、千葉県、長野県、そのほかの各県がありますけれども、たくさんの災害が起きて

おります。このときの死者が98人出ておりました。住宅においても、全壊が2万7,900軒ほど、一部損壊が2万5,500軒、床上・床下浸水が3万7,700軒ほどという情報が流れておりますが、本当に台風よりも今は大雨による被害が多うございます。

本村においても、大雨時期に対しての今後、備えをどうするか、特に山間部等の地理的に危険な集落もありますので、水害、土砂災害等のリスクを正しく理解しておくことが必要じゃないかと思っております。今後、本村の消防団を中心に地域や家庭で準備をしておくことで、被害を軽減することもできるんじゃないかなというふうに思います。危機に対して冷静に対応することができるのではないかとも思っております。

そこで、村の防災マップには水害危険予想指定区域もありませんので、今後見直しが必要ではないかと思っております。

この問題を取り上げましたのも、私が団長のときに出の口のほうのお話がありまして、出の口の集落の中にあります川ですけれども、これが大雨のときにはぎりぎり曲がってくるからどうにかならんだろうかというようなことで、何回か視察に行きました。本当に、マップを見ておりましても、出の口の上の山を見ると急傾斜の山で、谷がひどいんだなというのがわかります。そういうことで、この問題も取り上げてまいりました。

また、鳥子川とか葛目川等も、上の俵山の、広大な敷地がありますので、これも考えていかななくてはいけないんじゃないかということで、西原村は早目早目に何でも対策をされておりますので、今後、行政としてもそこを取り組んでいただくならばという思いでございます。村長、この2点に対しての答弁をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）質問の防災対策ということにつきまして、短時間雨量に対する避難勧告の際の判断雨量という案件と、洪水ハザードマップにおける水害危険予想指定区、この2件についてだろうと思っておりますので、お答えさせていただきます。

今、議員が申されましたように、西原村もいずれ水害が起きる可能性は十分でございます。昭和28年の水害、そして昭和63年の木山川大水害、大体30年ごとに起きておるということで、平成ではございませんでしたけれども、令和になっていずれそれに備えていく準備をしておかなくちゃならないなというふうに思っております。

水害にもいろいろございます。川が氾濫する水害、土砂災害あるいは崖崩れ、いろんな水害がございますけれども、全ての水害に備えていかなければならないというふうに思っております。

特に、木山川水系の枝葉もございます。布田川にもございます。鳥子川に

もでございます。この要するに水が集まったところの鳥子川、布田川、木山川、ここらあたりも短期間に大きな雨が降れば甚大な被害が発生するんじゃないかなというふうに思っております。

それでは、まずもって、日本各地で風水害が頻繁に発生している、短時間雨量に対する避難勧告の際の判断雨量はという質問でございます。お答えをさせていただきます。

日本は、地形、位置、気象などの自然条件から、かねてより自然災害大国と呼ばれてきております。また、毎年全国各地において自然災害が発生している状況であります。特に近年では、過去にない異常気象による台風や豪雨による風水害も多発しており、各地に甚大な被害をもたらしております。

平成30年12月に国の中央防災会議において、平成30年7月豪雨を教訓とした避難対策の強化に関して検討及び報告が取りまとめられ、地方公共団体が避難勧告等の発令基準や伝達方法などを改善する際の参考となる避難勧告等に関するガイドラインが改定されております。主な改定といたしましては、住民が情報の意味を直接的に理解できるように、避難情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応を明確化されています。

本村の避難勧告等の発令基準につきましては、平成30年に策定しました西原村地域防災計画の避難勧告等の発令基準に基づき、現地や気象状況を踏まえて4つの発令判断指標を定めており、いずれかの判断指標の一つに該当する場合は避難勧告等を発令することとしております。

西口議員のご質問の短時間雨量に対する避難勧告を発令する際の雨量としては、記録的短時間大雨情報、時間雨量110mmであります。発表されたときとしており、なお避難勧告の発令に当たっては、平成30年度に鳥子川、布田川、木山川に設置しましたカメラの監視状況や河川の水位データ等も活用しております。また、気象庁熊本气象台や熊本県と連携した情報収集を図りながら、住民の早期避難の対応をとることができるよう、避難勧告等の防災情報の周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、洪水ハザードマップの水害危険予想指定区という質問でございます。

西口議員のお尋ねにお答えする前に、ご質問の洪水ハザードマップ及び水害危険予想指定区に関して少しだけ説明をさせていただきます。

議員ご質問の水害危険予想指定区は、洪水浸水想定区域ということと理解をしております。洪水浸水想定区域につきましては、国土交通大臣または都道府県知事が指定した洪水予想河川または水位周知河川について、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域や、想定される浸水の深さ、浸水の継続する時間等を公表することで、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水害による被害の軽減を図ることを目的として指定されております。

当該洪水浸水想定区域図は、水防法第14条の規定により、国土交通大臣または都道府県知事が指定し公表、関係市町村の長に通知する際に使用するものであります。水防法施行規則において指定及び公表が規定されております。

現在、熊本県より県内の洪水浸水想定区域が作成、公表されております。本村関係河川では白川水系の白川、緑川水系の木山川について作成、公表されておりますが、本村管内における浸水想定区域における浸水区域については、鳥子川の大津町との町村境界の一部に、浸水した場合に想定される水深1 mから3 m未満の区域が指定されている状況であります。本村は、そこは集落から離れておると。鳥子川の西原村の境界のところですよ。離れている状況でございます。

それで、質問の回答としては、現在西原村防災マップを作成しておりますが、作成後年数も経過しておることから記載の内容を精査する等の必要があると認識しております。次年度において、西原村防災マップの見直しを含め、再編成を検討して進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）今の村長の答弁に対して、西原村も30年に1回ほどの災害が起きているというようなことで、まだまだ今、気象状況も変わっております。それ以内にやってくるのではないかとというような気もしております。

今回、西原のハザードマップで地形等を見ながら質問するわけですけども、緊急避難の放送も流れますけれども、やはり住民の意識づけといいますか、それだけに頼っていても間に合わないというようなこともあるんじゃないかと思っております。

その中で、避難地域も鳥子川地区とか出の口地区とか公民館等も今後考えていかないと、これは避難場所も危ないなというような場所がたくさんありますので、公民館が避難場所と今全てとなっておりますけれども、こういう地域的な見直しも行政として考えていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今作成しております西原村防災マップにつきましては、一時避難場所として地元の公民館というものを指定している状況でございます。確かに、急傾斜地崩壊危険箇所のエリアであったり地すべり危険箇所というのが近くにあるという状況は私どもとしても把握しているところでございます。

なかなか、一時避難場所をまた集約して次の段階でございます広域避難場所、小・中学校へ回すのかという今後の検討もございまして、防災マップの

来年度作成、見直しを含めまして、そこの指定のほうは検討させていただきたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）3回目になります。続けてください。

○5番議員（西口義充君）早急に見直しをされるというようなことであればなるべくまとめていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、災害から身を守るためのイメージとして想像力を身につける訓練との準備ということで、これに対して質問させていただきます。

現在、新聞やテレビ等で今、日奈久断層についての地震情報が伝えられております。本年は、1月15日と先日12月7日の2度にわたって報道がされておりました。専門の調査の結果においては、いつ起きてもおかしくない状況まで来ておりますよと言われ始めております。

本村においては、3年8カ月前に熊本大地震による体験をしておりますが、県の断層図を見ると布田川断層と日奈久断層、少し離れておりますけれども、一部離れている程度で、同じようにつながっているようにも私なりに思っております。災害はいつ起きるかわかりませんが、日奈久断層が動いた場合は、この前の説明によりますと西原村内でも6強か6弱の揺れがあるのではないかと考えております。

また、南海トラフによる地震もあと30年ほどで70から80%の確率で起きるといった情報が流されています。数カ月先なのか何年後、何十年になるかわかりませんが、この地震が発生したときの自分のいる場所が家なのか、また村内なのか村外なのか、県外なのか都心におるのか、時間帯によって変わることによって災害が非常に大きく変わってまいります。

そこで、日ごろからの訓練をしながらいろんな想定のもと、自分だったらどういう行動をするのかと考えておくことで自分の身を守ることができると考えております。

今後、地震映像や地域の住宅地の中でも、体験を通してイメージからの想定訓練は特に必要と考えております。また、保育園、学校はもとより、西原村内でもその映像を見ながら取り組むことで、特にわかりやすく、取り組みやすくできるんじゃないかと考えております。

12月から始まりました「NHKスペシャル『体感首都直下地震 パラレル東京』」というのが、皆さんもご存じだと思いますけれども、今放送されております。この放送の内容を見ておると、私の想像以上の報道がなされております。この中で、どうしたら自分が一番安全に身を守ることができるのか、そういうのも自分でわかるんじゃないかと考えております。

そこで、この質問に対しての答弁を村長、お願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）災害から身を守るためのイメージとして、想像力を身につける訓練との準備ということでございます。想像的なこと、それも一つの方法ではなかろうかなというふうに思っております。

本村は、布田川断層による将来の地震発生を想定して、発災対応型防災訓練ということは今まで実施してまいりました。多分、これは西口団長のときに始まったというふうに伺っております。その後、現実には2016年熊本地震が発生をいたしました。本村に甚大な被害をもたらしましたが、避難者の確認や初期の救出等、震災前からの実践的な防災訓練の経験が生かされたというふうに私は理解しております。

防災訓練の目的は、災害発生時の応急対策に関する検証や確認と、住民の防災意識の高揚であるというふうに考えております。住民一人一人がみずからの命はみずから守るという認識を持っていただいて、みずからの判断で避難行動等をとれるように、日常及び災害発生時に何をよりどころにみずから何をすべきかということを考えて、災害に対して十分な準備を講じることができるように、住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会として必要であるというふうに考えます。

ご質問の災害から身を守るためのイメージとして、想像力を身につける訓練と準備については、現在隔年で実施をしておる発災対応型防災訓練を継続して実施していく中で、各地区のオプション訓練に取り込むなど、地域や消防団と連携して計画して訓練を実施していただきたいというふうに考えております。

今回の熊本地震において、私たちは今まで実践的な訓練を積んでまいりました。実践的な訓練をすることによって、緊急時に何をしなくちゃならないのか、どう動かなくちゃならないのか、ただこれは、机上の訓練だったらばそうできなかったかもしれません。やはりスムーズに体が動くというふうに捉えております。

特に、今回の地震が発生する半年前に実施しました発災対応型防災訓練では、県の協力と自衛隊、警察、消防、救助犬協会あるいはJAF等々によって連携し、実際に倒壊家屋をつくり訓練することができました。消防団、住民の方にも見ていただきました。その成果が、犠牲者を最小限に抑えることができ、多くの命を救うことができたというふうに私は思っております。そのことは国・県からも高い評価をいただきました。奇跡の集落と言われたほどでございました。今も、消防団には国・県から団長宛てに研修や講演の依頼があっております。

それが、先ほども言いましたように、机上の訓練だったらそこまでの成果があったのかなど。なかったのではないかなというふうに自分なりに感じているところでもございます。イメージと想像力を身につけることも大事でございませぬ。そのイメージをいかに実践的な訓練につなげて身を守らなくちゃ

ならないと、ただイメージだけで終わってはだめだから、それを訓練にまた取り込んでいけたらなというふうにも思っております。

今後とも、災害に対して意識の高揚を図りながら、いかなる災害にも訓練と準備だけは常に持っていきたいと、持ち続けて対応していききたいなというふうに思っております。

実践的な訓練とあわせまして、想像力とイメージトレーニング、必要性も十分わかっておりますので、消防団を中心に今後進めていくなればなというふうに思っております。どうか、今後とも元団長としてご指導いただくなればというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）3回使いましたけれども、まとめますか。

○5番議員（西口義充君）まとめます。

地震というのは想定がつかみませんが、子どもたちが今から成長して、10年後、20年後、就職したり他県に出たり、首都圏にやったりします。そういう中で、やはり映像を見ながら、自分の身を体験しながらしておくことで、いざというときに慌てなくて行動がとれるんじゃないかなと、そう思っております。私も日ごろから、運転中からいつも想像は常にしておりました、いつ来るんだろうと。私が発災型をして15年目にまいりました。まさか、こんなに早く来るとは思っておりませんでした。

しかし、南海トラフ、あと30年以内に70から80%でございます。これは間違いなく来るんであろうと思っております。やはり日ごろからのイメージトレーニング、全てスポーツに関してもイメージトレーニングですけども、防災も一つそういうトレーニングをすることで身に染みてついてくると思っておりますので、こういうのも保育園とか学校等でも取り入れられて、映像を見ながら、また地域の建物周りとかを見ながらやることで、自然と覚えてくるんじゃないかなと思っております。

「パラレル東京」、今放送がっておりますけれども、身の守り方からそういうのが流れておりますので非常に勉強になると思います。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いします。

次に、小学校部活動の社会体育移行についての質問をさせていただきます。

まず、社会体育になって今までの取り組みと現在の状況はどういうふうになっているかということで質問しますが、本年から先生方の働き方改革で学習指導要領も変わり、放課後の部活もなくなって子どもたちも早く帰って、ますます子どもたちのスポーツ離れも進むのではないかと心配、危惧しております。昨年までは放課後、4年生以上はいずれかのスポーツで体を鍛え、汗を流し、大きな声で運動場のほうで声がしておりましたが、今はほとんど聞かなくなり、寂しくも感じております。

この年代、本当に身体的、肉体的、精神的にもっともっと一番大事な時期じゃないかと思っておりますけれども、現在部活がありませんので、そうい

うスポーツをやっていない方はクラブチーム等に通っている生徒もたくさんいるとお聞きしました。

家庭的でも支援ができるところはいいのでございますけれども、家庭的にちょっと厳しいところもあると思います。今の時点で、4年生以上でスポーツ等をやっている子とやっていない子たちはどれくらいいるのか、ちょっと情報をいただければと思っております。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）西口議員におかれましては、日ごろから教育行政に深いご理解とご支援をいただいておりますことに感謝申し上げます。

それでは、西口議員の質問にお答えいたします。

まず、これまでの取り組みからお話をさせていただきます。

ご案内のように、平成27年度の3月でございましたが、熊本県のほうが、これまで学校管理下で部活動をやるというふうな、小学校ですね、決めていましたけれども、3月の段階で今後は社会体育に移行しますと、準備ができたところから社会体育に移行してほしいということを決めました。

何で、そのようなことになったのかというのは、西口議員がお話しされましたように、ざっと言えば世の中の大きな変化でございます。働き方改革に伴う県の施策の変更というところもあります。ところで、これまで熊本県とある県だけがこの対応におくれていたというところでは。

熊本県が何でしないと、全国的にしないようにしたのかというのは、学習指導要領というお話をされましたが、学習指導要領の中で中学校は部活動をうたっていますけれども、小学校は部活動をうたっていないんですね。ですから、できないということになったわけです。

それともう一つは、先生方の働き方改革、先生方の子どもたちと接する時間を長くしてほしいということでございました。それで踏み切ったというところで、最終的には本村は平成30年度にやめになりました。つまり、今年度が初めてでございます。

それで、どういうふうな取り組みをしたかといいますと、平成30年5月に西原村立小学校の運動部活動の社会体育に係る検討委員会というのを設置しました。それで、検討委員12名で1年間協議をしまして、最終的には放課後の時間、子どもたちが保護者を中心とした活動団体で活動するというふうにしました。

じゃ、どれぐらいの子どもたちがそれまでいたのかといいますと、河原小学校では約98%、山西小学校では78%程度と。ですから、押しなべて言いますと約80%程度の子どもたちが部活動に参加していたというところでございます。

ところが、議員ご指摘のように現在の状況に移りますと、現在は2校とも

先ほど言いました運営母体は保護者で組織したものでございますが、村としてもそれに補助をしていますけれども、具体的にどんなふうになっているかといいますと、山西小学校では週2回、4時半から5時半まで、ただし土曜、日曜日あるいは休日は午前か午後半日というところですが、音楽クラブ1種目でございます。これは9名が加入しています。

河原小学校では2種目、自転車部と卓球部。卓球の場合には週2回、自転車は週4回、4時半から6時半まで活動するというふうになっています。その参加者が2種目で21名、それに、放課後のいわゆるこれまでやっておりました少年野球クラブ、サッカークラブ、空手、剣道、柔道、少林寺拳法等入れまして、現在64名参加しています。

ですから、村内の子どもたちの参加率は、4年生以上です。28%です。つまり、これまで約80%スポーツにかかわっていた子どもたちが、28%に減少したということです。いわば、ゆゆしき状況であるというふうに考えています。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）現在、参加数が64名ということで、本当にびっくりしております。4年生から6年生まで231名おられるわけですがけれども、その中で自転車と卓球部を含めて37%ということです。

人数から言えば、ちょっと調べましたら100名の子どもたちが今スポーツをやっていないというような状況ではないかと思えますけれども、この子どもたちの将来、健全育成に対しての子どもたちの生活がちょっと心配でなりません。そういうことで、やはり何らかの対応を早目にやっていただきたいなという思いがあります。

なかなか、先ほども言いましたけれども、家庭的な問題があつてクラブに入れない方というのは相当おられると思えます。でも、一番大事な時期に子どもたちが体を鍛える時期がなくなっているのは、学校の保健体育だけでは時間が足りないかなと思えます。今後のことも、西原村の大事な子どもですので、この子どもたちを成長するまでどうにか育てるのも我々保護者、村もそこはかかわっていかなければいけないんじゃないかなと思えます。そこで、いいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）子どもたちの現状に対して心配といいますか、保護者自体も懸念している状況があると。

一番明確なのは、子どもたちの体力が落ちてくるのではないかというのが一番心配です。2番目が、帰ってから子どもたちが時間を持て余すと。そのときに保護者がついていない、その時間帯に子どもたちがどんなふうにするのかというのが不安であるという、大きく2点だと思います。

ただ、そこで課題になってきますのは、確かに子どもたちのスポーツ人口

は40ポイントほど低下しました。その結果、今どんなふうな状況が出ているかということ、まだ見えない部分がたくさんあります。体力の低下については、山西小学校の多くの子どもたちは歩いてきています。それが私は大きいと思います。それから、河原小学校の子どもたちについては毎朝ランニングタイムをやっています。それで、ある程度の体力はついていると思います。でも、これが今後保障されるかどうかというのは、まだ検討していく必要があります。と同時に、ご指摘のように子どもたちのスポーツ人口が明らかに低下しておりますので、これを改善していく必要があると思います。

その改善策について、それではお話をさせていただきますが、実は昨年、1年間かけて、放課後の小学校の社会体育の一番のネックは、4時半から6時半まで指導していただける方を探すというところがございます。各方面に声をかけましたけれども、私たちの力量不足で見つかりませんでした。

ほかにも、中西議員からもご提案がございました。それは、現在西原村ではスポーツをやっている人たちがいらっしゃいます。その人たちが、ある程度お手伝いできるんだがというふうなお話がありました。

そこで、今年度以降どんなふうな検討をしていくかといいますと、村で総合型スポーツクラブの創設というものを考えていく必要があるかなというふうに思っています。そのことに対して、ちょっと長くなりますけれどもいいでしょうか。

○5番議員（西口義充君）これは私の2問目の質問であります。そこでまた質問させていただきます。

○教育長（竹下良一君）そうですね。失礼いたしました。以上でございます。

○5番議員（西口義充君）教育長が大変努力をされておりますので、それは認めておりますので。

じゃ、次の2問目の質問にいきます。

今後の方向性と対応策はどの様に考えているかということで、ここで質問をさせていただきます。

スポーツをする児童が一気に低下とのことで、改めて子どもたちの体力面からとても心配となっておりますけれども、子どもたちの保護者による組織での運営も厳しいというような状況の話がありました。何らかの取り組み方を考えていく必要が迫ってきていると思われまますので、次の質問になります。

今後の方向性と対応策はどのように考えているかということでございます。

先般、教育長のほうにお邪魔をいたしました。25日だったと思いますけれども、県の体育協会2名と総合型スポーツクラブを結成されました、あと1人と私の4人で。

西原村でもこういう取り組むことがあればということで私のほうに連絡がございまして、それじゃ教育長のほうとお話をさせていただきますようにというふうなことで参っていただいたわけでございます。

教育長も一緒にお話を聞かれまして、スポーツ結成に向けてはいろいろな面で県のほうも全面的に協力をすると、立ち上げまでは協力しますというふうなお話でございましたし、スポーツクラブを立ち上げられた方も、我々も一緒になって皆さんの説明から結成までお手伝いをしますとございましたので、今後西原村がどういう取り組みをやっていくかというようなことで、教育長の答弁を求めます。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 竹下良一君 登壇 答弁）

○教育長（竹下良一君）大変失礼しました。

結論から申しますと、村で総合型スポーツクラブの創設を視野に、前向きに検討を進めていきたいというふうに考えています。

今まで、スポーツ活動が盛んな多くの地域では総合型スポーツクラブというのが創設されています。西原村で言いますと、村で幾つかのスポーツ種目を束ねた組織をつくると。そこが主体となって指導者を派遣して、少年スポーツを応援するというチームをつくるということです。

西原村以外ではどこが今やっているかといいますと、阿蘇郡内では小国町、阿蘇市、産山村、南阿蘇村、高森町などがもう既にできています。そこらではNPO法人を立ち上げてやっているところが多いようでございます。

先般、中西会長とも相談しまして、今、西原村体育協会は11種目ございませぬけれども、その方たちと協議する時間をとらせていただけませんか。まず、そこを主体として総合型スポーツクラブの母体をつくるお話をさせていただきたいというふうに、まず最初の段階としてやっていこうというふうに考えておるところでございませぬ。ご協力よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）西口議員。

○5番議員（西口義充君）西原村はスポーツをしている方がたくさんおられるようでございませぬ。やはりスポーツは身体的にも本当に大変プラスになりまして、早くこういうクラブができればいいなという思いで、私も応援したいなという思いで、県のほうとそこら辺、先輩の方なんですけれども、お会いしていただいたわけございませぬ。

スポーツクラブができるまでは結構時間がかかる。1年は最低かかるだろうという思いもありますし、ほかの人の話を聞いてもやはり相当時間はかかっているようでございませぬ。体育協会、中西君もいますので、早目に打ち合わせをしながら、県のほうもわからない部分は来ていただいて、声をかければいつでも出てきますというようなことございませぬので、そういう力をかりていただくなればと思っております。

また、今後、本村においても計画中、実現が近いんじゃないかなと思っておりますけれども、総合体育館、別名防災センターです。これも村長の頑張り、思いのほか早くできるかなという思いがしておりますし、そこを事務

所といたしますか起点に取り組んで、早く、子どもだけじゃなくて大人の方からお年寄りから、いろんな方にそういうスポーツを通して体力をつけられて健康になっていただいて、医療費の削減からいろんな面で助けになるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（竹下良一君）総合型スポーツクラブの創設というのは、短期にはできないだろうと思います。ただ、それに対しては現在小学校の保護者で組織している社会体育の方々とも折り合いをつけながら、それと同時に西原村の体協と相談をしながら、そしてさらにどのような補助が得られるのか、そういったところも視野に入れながら、丁寧に、そして慎重に検討していきたいと思っております。もちろん、前向きに検討していくつもりでございます。ご助言、ご協力よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）まとめますか。

○5番議員（西口義充君）はい。

前向きな検討、これはぜひ、体育館もできますし、やはり西原村民の体力増強のためにつくっていただきたい。さっき言われました補助金等も、立ち上げまでは県のほうと色々な方面からこれは補助金が出ますので、それを活用しながら頑張っていたきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時30分）

（午後 2時44分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、3番議員、坂本隆文君、件数2件、発言を許します。

（3番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○3番議員（坂本隆文君）3番議員、坂本です。通告書の順番で2つの一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、ワンピース像の活用についてです。

熊本出身の漫画家、尾田栄一郎さんの漫画「ONE PIECE」が、単行本やテレビアニメ、映画、グッズなど世界中で大人気となっています。熊本地震直後、尾田栄一郎氏から、必ず助けに行くという心温まるメッセージが熊本へ届けられました。このメッセージを復興に向かう熊本の原動力としていくため、漫画「ONE PIECE」と熊本県が連携したONE PIECE熊本復興プロジェクトが立ち上がり、8市町村に9体の麦わらの一味の銅像が建設される予定で、先日12月7日、益城町にサンジ像、8日、阿蘇市にウソップ像が設置され、来年度中に全てがそろろうと聞いております。

県庁前に主人公のルフィ像が設置され、1年が過ぎました。様子を見に何回か足を運びましたが、いつも30分ほど眺めておりますと、外国人の方も多

く、毎回たくさんの人たちが順番待ちで写真を撮ったりしておりました。改めて漫画のすごさ、「ONE PIECE」のすごさを感じました。

西原村にはその仲間の女性でナミ像が来ることになっていますが、オープニングイベント以外で何かされる計画は上げておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）熊本地震で、漫画家の尾田先生のほうから熊本県に多額の寄附をいただいて、この像の建設という運びになっているというふうに伺っております。

お尋ねのイベントは何かされるのか、オープニング以外でも予算はとってあるのかという内容の質問かと思えます。

まず、これまでの経緯についてお話をさせていただきたいと思えます。

漫画「ONE PIECE」と連携した復興プロジェクトは、ふるさとの復興を願う尾田栄一郎さんの思いから生まれた特別な取り組みでございます。麦わらの一味とともに熊本の復興を応援してくださる尾田さんや集英社の皆様に、心から感謝をいたしたいというふうに思えます。

発表されたストーリーは「麦わら一味『ヒノ国』復興編」と名づけられており、熊本のヒノ国に上陸した麦わらの一味は、熊本地震の被害が広範囲に及び、今なお住民が苦しんでいることを知り、船長ルフィが一味の仲間たちに被災地の復興の手助けを指示し、仲間はそれぞれの特技でその地域の困り事を解決し、復興へのエールを送り、ルフィのもとで再会を誓う内容となっております。

私は、今回のプロジェクトについて、復興の後押しという意義を効果的に発信する形で進めていくことが重要だと考えております。今年度は、先ほど議員が申されましたように、先日12月7日に益城町にコックのサンジ像と、翌8日に阿蘇市に狙撃手のウソップ像の除幕式が行われております。次に3月には、熊本市に船医のチョッパー像と、御船町に音楽家のブルック像の順で設置をしていただくこととされております。来年度の、時期は未定であります。西原村には航海士のナミ像が俵山交流館萌の里に設置予定となっております。

銅像の作製順については、ポーズを含むデザインも尾田さんや集英社に監修していただいております。決まり次第作製をされます。ナミ像の設置時期も県から示されておられませんので、本年度と同時期となれば来年の12月になるか、または令和3年3月になるかもしれませんので、令和2年度の当初予算では除幕式の予算を計上する予定であり、そのほかのイベントの予算につきましては、設置がいつになるかにより今後検討してまいりたいというふうに思っております。

今後、設置される仲間たちがふえるごとに、その効果はさらに高まっていくと思われまふ。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）坂本議員。

○3番議員（坂本隆文君）県と自治体と、漫画ですが、著作権等いろいろ縛りはあると思ひます。しかし、大人気のONE PIECE像が熊本に置かれていること、また自治体にちりばめられているということは、やり方によっては観光やインバウンド効果が大いに期待できることとなると確信しておりますけれども、このチャンスは、若い職員の方々や興味がある住民の方々たちにいろいろ聞いたりして単独イベントを行ったり、逆に、また西原村から県に企画を上げたりしてもいいのではないかと思っております。その辺はどうでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）尾田さんの「ONE PIECE」のすごさ、日本人はもちろんでありますけれども、外国におきましても本当に有名であるというふうに思っております。

アイデア等でございますけれども、坂本議員のアイデアとご質問ということでありがたく受けたいと思ひます。役場の若い職員や関係団体、商工会青年部とか、あるいは観光協会とかといったところにもご意見を取り入れながら進めていけたらなというふうに思っております。

ちなみに、企画商工課の中にも「ONE PIECE」の本、今95巻出ているそうでもありますけれども、全てを持っている職員もおるということで、「ONE PIECE」ファンもおりますので、そこらあたりからも全巻見ているならばいろんな意見が出るんじゃないかなというふうに思っております。そういったことも含めて検討していきたいというふうに思ひます。

○議長（宮田勝則君）3回目になりますけれども、大丈夫ですか。

○3番議員（坂本隆文君）はい、ちょっと早いですけれども。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長にも答弁もらいますか。

○3番議員（坂本隆文君）はい。じゃ、お願いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今、村長のほうからお答えいただいておりますが、一応、県のほうでも、設置されている市町村、それと設置がかなわなかった市町村がございます。そういった中で、県の中でも県内各地の波及効果を目指すために検討されております。その中にいろんなスタンプラリーとか、県、関係市町村との会議の中で話をされている状況でありまして、この設置のほうはまだ来年度の3月までという形になりますので、実際的に動き出すのは来年、再来年度になるのかなというふうに感じております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、ちょっとまとめます。

今回、このようなONE PIECE像が熊本県に送られて、また、西原村にその像の一つの女性の像が来るということは大変うれしく思います。また、そういう話をまさかこの議場の中で話すということは本当に素晴らしいことだというふうに思っております。

震災後、熊本は地震から観光客というのがすごく減ってきておまして、これは一つの大きなチャンスというふうに捉えております。本当に熊本へ漫画家の尾田栄一郎さんがくれた大きなプレゼントの一つだと思っておりますので、このチャンスを生かすも殺すも使うほうのアイデア次第ではないかと思っております。

西原村は萌の里に設置されますので、私も応援していきたいと思っております。みんなでアイデアを出し合い、たくさんの方においでいただき、また相乗効果が上がることを期待しております。以上です。

じゃ、お願いします。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） ことし益城町と阿蘇市と、そして熊本市、御船町と建設をされますので、我々はその設置されたところの自治体の意見をまた参考にしながら、経験されたわけでありますので、進められればなというふうに思っております。

それから、この前、高森町長とも少し話をしましたけれども、この、布田川断層帯、高森町から南阿蘇村、西原村、益城町、この断層帯を連携しながら我々は、スタンプラリーと同じですけれども、そういった形でするならばというふうなことも話しておりました。多分、南阿蘇村が東海大学があちらのほうですので、この線上じゃありません。そこら辺も南阿蘇村にも言いましたけれども、これはうちでどうのこうのするわけにはまいりません。県のほうが東海大学のほうということをお勧めしたということでもありますので、それはやむを得ないかなと。高森町から西原村を通過して益城町に行くということも一つのルートとしてするならばなということも考えておるところでもございます。

いずれにしても、せっかくこのようなすごい銅像が建つわけですので、ナミは航海士ということで、我々の復興を、先を見ていただくならばなというふうな思いでもおります。そして西原の発展につながるようなナミ像をつくれればというふうに思っております。また坂本議員のほうも商工会青年部関係でもいろいろご指導いただければというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮田勝則君） 坂本議員。

○3番議員（坂本隆文君） ぜひ、いろんな自治体とタッグを組んでいただいてアイデアを出していただきながら、大いにお客さんを世界中から呼べるようにできればと思っております。よろしく願いいたします。

次に、もう一つの質問です。企業誘致に関してです。

1カ月ほど前に西原村に工場をつくりたいという話を受けまして、工業団地付近にそういう土地があるのかと担当職員に相談したところ、現在、企業誘致できるような土地がないと聞きました。

そのとき、パソコンがあったので、グーグルマップを開いて西原村の航空写真を開いてみました。工業団地の東側に畑が幾つかありますが、個人の持ち物で、企業が来るとわかれば土地の持ち主に話しに行けますが、ふだんはなかなか話しに行けないと思います。

企業誘致は、近々ではいつごろ西原村でされたのか、また、それ以降の企業誘致の話というのはあったのかなかったのか、その辺をお聞きます。

○議長（宮田勝則君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） 企業誘致に対してということでお尋ねでございますけれども、最後に企業誘致したのがいつごろかと、その年から企業誘致の話はほかになかったのかという内容かと思えます。現在までの村の状況についてお話をさせていただきます。

本村の鳥子工業団地は、第2空港線建設と相まって、熊本県土地開発公社が昭和59年から団地の造成を始められ、調整池及び県道堂園小森線の交差点までの排水や道路改良工事を行い、昭和62年に完成しております。鳥子工業団地におきましては現在は、企業の入れかわりがありましたけれども、団地内は全て埋まっている状況でございます。

県内の景気は、地域、業種によって異なりますが、復興需要を背景に穏やかに拡大しており、平成29年度の企業誘致件数が46件と過去最高を記録しております。これは熊本県です。平成30年も40件と高水準で推移しております。平成29年、平成30年ともに立地件数の7割近くが増設となっており、新設は3割程度となっております。

11月29日の熊日新聞によりますと、熊本地震の影響で被災した誘致企業の撤退はなく、復旧に尽力した従業員への評価は高く、さらなる誘致や増設につながったと県は振り返っております。

企業誘致を進めるに当たっては、その受け皿となる用地確保が必要であります。県有の工業団地においては、熊本市近郊の城南工業団地や白岩産業団地など中小規模区画を有する団地への立地が進み、残るは八代外港工業用地、名石浜工業団地、熊本テクニサーチパークのほか、大規模区画の菊池テクノパーク、臨空テクノパークに空がある状況でございます。また、県内市町村においても、工業用地を有している自治体、合志市、宇土市、天草市、人吉市、芦北町、津奈木町などでは空き地がある状況であります。

そんなような状況でありますけれども、本村の近年の立地協定では、平成27年に1件の増設、企業名も言いますとナカヤマ精密であります。平成28年

に1件の増設、堀場エステックです。平成29年に1件の新設、これは高遊地区にありますシケンです。と2件の増設、クリスタル光学と三井ハイテックの3件となっている状況であります。平成29年の県内の46件のうち、西原村が3件ということになっております。

その後の相談は4件ほどあっております。運送業関係が2件、アスファルトの中間処理施設が1件、あと1件は適用工場指定申請関係の相談がっております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）企業誘致の土地を村が買うということは大きなリスクを背負うことになると思います。しかし、誘致の話が来てからスタートしたのでは年数もかかり、他の市町村に先を越されることにもなりかねない。せめて目ぼしい土地があれば、持ち主が売りたい気があるのかないかとか、また、そういう人たちは代替地があればいいとか、そういう前段階の話までは進めてもいいのではというふうに思っておりますけれども、今後の企業誘致は、土地がない中、どういうふうなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）議員が申されますように、先行して土地を造成して用意しておくことは企業誘致には有利な部分がございます。

しかしながら、先ほど申しましたように、県内の状況でまだまだ空き地があるというところもよそにはかなりございます。企業が求める用地の面積等もあり、どの程度の規模で造成するかなど、いろんな問題もあるかと思われまます。また、造成したならば、企業が来るまでの管理費とかいうこともかさむような状況でございます。

県に相談してみたら、農振農用地区域内においては工場の図面がないとできないと。計画性があるって、こういった形でつくりますというそれがないと農振除外はできないということでもあります。先ほど言われました工業団地の東側、これは一種農地でありますので、事前に造成することは難しいと。たとえ相談しても、相談したならば土地の値段が上がりはしないかなということも考えられますので、今のところそういったことは少しできないかなと。特に、村が買って造成することもできないということでございます。こういうのはご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）自分は、思っていたのはやっぱり買うことはリスクが大きいかけれども、その前に話だけでもということをして思っていたが、そうすると土地の値段とかブローカーが入ってきたりとか、そういう話も聞いたりとかしますけれども、せめて内々でもそういうことができないかなと。

あとは、その他にも企業誘致できるような土地的なものは、目ぼしいところ、企業団地以外でもほかに何かそういうところというのは考えておられる

ような、ここができるんだらうなというようなところは幾つか考えていらっ
しゃいますか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）山とかそういうところであれば事前にできますけれども、
その山のところが利便性のいいのか、水はあるのか、水はボーリングすれ
ばある程度のところは出ますけれども、そういったことも企業さんがその土
地を求められるのか。例えば、どこでもいいですけれども、山を買ったと。
それを上を切り開いて造成するという事になれば、多分、山の上だったら
ば擁壁とかのり面とかをしなくちゃなりません。そこら辺の経費がかさむと
ころもできはしないかなというふうに思っております。

今、うちが一種農地、工業団地の東側ですね。それを企業さんが来て工場
を建てたいと。今、実際にあそこに1件ほどの相談がっております。今、
用地交渉をやっている状況でありますけれども、用地交渉を村で手伝うと。
そして、もともとあったところを迂回道路をつくったりとか、そういった便
宜は村としてもやっていきたいというふうに思っております。

よその地域、大津町にしる菊陽町にしる企業誘致に際してはかなりの資金
が企業に出しておりますので、そういったことがなかなかうちは厳しいところ
がございます。できませんので、そういったお手伝い、便宜を図ってやって
いけたらなというふうに思っております。そして、そのことによって少しで
も短時間で企業が来ていただくならばなというふうに思っております。

今、私もいろんな会社に訪問をしております。その中で増設等の話も伺っ
ております。先ほど言いましたように、1社のほうは今現在用地交渉を進め
ております。もう一社は造成するという話を伺っております。ただ、具体的
な話が来るのは令和2年度ではなかろうかなというふうに思っております。
この会社は、土地は持っておられます。持っておられますというか、そば
にあります。造成したような土地がございますので、そこら辺で期待をする
ところでございます。

今後も、企業訪問しながらその情報を得ていきたいなというふうに思いま
す。こういう計画を立てておるとか、したいなとか、いろんな話を伺いま
すので、そういった場合は積極的にこちらが動いていこうかなというふう
に思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）まとめますか。

○3番議員（坂本隆文君）はい。ありがとうございます。

企業誘致といいますと、企業にとっても一大決心であり、また、いろいろ
なところと比較されながら決めていかれると思います。西原村にとっても、
来ていただければ税金の面や雇用の面も生まれてくるので、少しでもスム
ーズにいくような誘致ができるような体制を整えて、企業が西原村に來たい
と思っただけのような努力をこれからもしていただきたいと思えます。以

上です。一般質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

これをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

次の会議は、明日13日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 3時12分 散 会

第 3 号 (1 2 月 1 3 日)

令和元年第4回西原村議会定例会会議録

令和元年12月13日、令和元年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和元年12月13日（金曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第90号 西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第91号 西原村附属機関の設置に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第92号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第93号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 5 議案第94号 令和元年度西原村一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第 6 議案第95号 令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 7 議案第96号 令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第97号 令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第98号 令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第10	議案第99号	工事請負変更契約の締結について
日程第11	議案第100号	工事請負変更契約の締結について
日程第12	議案第101号	工事請負変更契約の締結について
日程第13	議案第102号	工事請負変更契約の締結について
日程第14	議案第103号	工事請負変更契約の締結について
日程第15	議案第104号	工事請負変更契約の締結について
日程第16	議案第105号	工事請負変更契約の締結について
日程第17	議案第106号	工事請負変更契約の締結について
日程第18	議案第107号	工事請負変更契約の締結について
日程第19	議案第108号	工事請負変更契約の締結について
日程第20	議案第109号	工事請負変更契約の締結について
日程第21	議案第110号	工事請負変更契約の締結について
日程第22	議案第111号	工事請負変更契約の締結について
日程第23	議案第112号	工事請負変更契約の締結について
日程第24	議案第113号	工事請負変更契約の締結について
日程第25	議案第114号	工事請負変更契約の締結について
日程第26	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第27	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第 28 発議第 5 号 「厚生年金制度への地方議会議員の加入を求め
る意見書」について
- 日程第 29 発議第 6 号 西原村議会会議規則第 129 条に伴う議員派遣
について
- 日程第 30 組合議会の報告等について
- 日程第 31 委員会報告について
- 日程第 32 委員会の閉会中の継続調査申出について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	佐 藤 光 弘 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	廣瀬龍一君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	藤吉昌也君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	松永政範君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第90号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

議案第90号についてご説明いたします。

議案第90号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

「人事院」の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行う必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、皆様にお配りしております別紙により説明させていただきます。西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）の概要をごらんください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

本年8月7日に、人事院が国会及び内閣に対しまして、国家公務員に係る給与の月例給、住居手当、勤勉手当の引き上げの勧告を行っております。これを受けまして、政府においては、人事院勧告どおりの実施を閣議決定し、給与法改正案を提出しております。国においては、給与法が改正され、11月22日公布されております。

本村においても、国家公務員の給与法改正に準じまして関係条例を改正し、整備を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、①給料表の改定でございます。

国の給料表の改定に基づきまして改定いたします。人事院において調査した民間との格差是正から、高卒者初任給2,000円及び大卒程度の初任給1,500円程度引き上げを含めました給料表の改定でございます。国の給料表に準じて定めております一般職の職員の給与表及び会計年度任用職員の給与表を改

定いたします。

②期末手当、勤勉手当の改定でございます。

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じまして、一時金の支給割合の引き上げ分を勤勉手当に配分いたしまして支給割合を引き上げる改定でございます。本年12月期の勤勉手当の支給率を、現行0.925月に0.05月増といたしまして0.975月に改定するとともに、次年度の6月期、12月期の勤勉手当を0.95月に改定いたします。

③住居手当の改定でございます。

人事院勧告に基づきます国家公務員の給与改定に準じまして、住居手当の支給割合を引き上げる改定でございます。住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げる改定でございます。

施行期日等は、公布の日から施行といたしまして、第1条の規定による改正後の西原村一般職員の給与条例の規定につきましては、平成31年4月1日から適用といたします。

また、条例第2条及び第3条の規定につきましては、令和2年4月1日から施行といたします。

参考資料といたしまして新旧対照表を添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第90号、西原村一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第90号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第91号、西原村附属機関の設置に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第91号についてご説明いたします。

議案第91号、西原村附属機関の設置に関する条例の制定について。

西原村附属機関の設置に関する条例を次のように制定することとする。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置を定める必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明させていただきます。西原村附属機関の設置に関する条例（案）の概要をごらんください。

初めに、条例制定の趣旨でございます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年5月17日に公布され、令和2年4月1日から施行されます。

地方公務員法の改正に伴いまして、特別職非常勤職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、地方公務員法第3条第3項第2号に該当する職である村長または教育委員会の附属機関の委員につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、条例で定める必要があることから、条例を制定するものでございます。

概要ですが、条例別表に、今回の議案書につけております条例（案）別表に記載しております12の委員会等を新たに附属機関として規定いたします。

施行期日につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行日に合わせまして、令和2年4月1日から施行といたします。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第91号、西原村附属機関の設置に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第91号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第92号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第92号についてご説明いたします。

議案第92号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による関係法令の改正に伴いまして、関係条例の規定を一括して整理する必要があるがございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここからは、皆様にお配りしております別紙により説明させていただきます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）の概要をごらんください。

初めに、条例制定の趣旨でございます。

成年被後見人及び被保佐人の人権を尊重し、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図る目的から、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律以下、調整法と呼ばさせていただきますが、に基づきまして関係法令が改正されております。本年6月14日に公布されております。

今回の関係法令の改正に伴いまして、本村の関係条例の規定につきまして、法令改正との整合性を図るため、一括して整理する必要があるがございますので、条例を制定するものでございます。

次に、議案の内容でございます。

1、成年被後見人及び被保佐人の規定削除改正による条例改正でございます。

整備法に規定しております関係法令でございます地方公務員法に欠格条項として定められておりました成年被後見人及び被保佐人の規定が削除改正されたことに伴いまして、当該規定を引用する以下の条例につきまして、引用箇所を削る等の改正を行います。

2番でございます。児童福祉法における養親里親及び養子縁組里親の欠格条項削除改正でございます。

整備法に規定しております関係法令でございます児童福祉法に、養親里親

及び養子縁組里親になることができない者として「成年被後見人又は被保佐人」が規定されておりましたが、法改正によりまして当該号が削除されたことによりまして、下位の号番号が繰り上がりになっております。その号番号の繰り上がりに伴いまして、記載の条例改正を行うものでございます。

施行期日等は、公布の日から施行といたします。

参考資料といたしまして新旧対照表を添付しております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第92号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第92号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第93号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第93号についてご説明いたします。

議案第93号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、令和2年3月31日限りで、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のとおり変更する。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第1号に関する事務の項中「天草広域連合」の次に「熊本県後期高齢者医療広域連合」を加える。

附則。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由でございます。

一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条に規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

熊本県市町村総合事務組規約第3条第1号に規定いたします退職手当の事務に、令和2年4月1日より熊本県後期高齢者医療広域連合が加入するため、熊本県市町村総合事務組規約の一部を変更する必要がございます。

次のページから新旧対照表を添付させていただいております。

以上が本議案の内容でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第93号、熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第93号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第94号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第94号についてご説明いたします。

議案第94号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第6号）。

令和元年度西原村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億8,736万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ83億2,420万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

追加。

事項、山西小学校図書管理システム及びパソコン等リース料、河原小学校図書管理システム及びパソコン等リース料、西原中学校図書管理システム及びパソコン等リース料、生涯学習センター図書管理システム及びパソコン等リース料。

期間及び限度額につきましては記載のとおりです。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

変更。

起債の目的、9、緊急自然災害防止対策事業債（単県急傾斜崩壊対策事業）。

補正前、限度額720万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

補正後、限度額750万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款18寄付金、項1寄付金、目3ふるさと納税寄付金2億5,000万円の増額補正、ふるさと納税寄付金等の増額でございます。

款19繰入金、項1繰入金、目2特別会計繰入金1,835万円の増額補正、後期高齢者医療特別会計等の繰入金の増額でございます。

次に、12ページから歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費1億2,857万7,000円の増額補正、公共施設整備基金積立金及び災害復興基金積立金の増額でございます。

款項同じく、目8企画費1億4,600万円の増額、ふるさと納税寄附返礼品代等の補正でございます。

そして、予備費を1,245万7,000円減額しております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）支出の歳出のほうですけれども、13ページ、15番震

災対策費、委託料46万8,000円、庁舎敷地内高木樹移植作業委託料とありますけれども、これは今、工事が始まっているところ、庁舎周りの樹木だろうと思いますけれども、これ46万8,000円というのは、何本移植を考えておられるのか、どの木を考えておられるのか、ちょっとお知らせをお願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回、補正予算として要求させていただいておりますのが、県道熊本高森線沿いにございます庁舎の東側に1本、マキの木が、高木の樹木がございしますが、それを今回の宅地耐震化推進工事に伴いまして、施工上支障があるということでございましたので、それを一部、その1本を移設して、忠霊塔の横の敷地に植えかえるというものでございます。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）多分マキの木だろうと思いますけれども、当時は何百万円だったというようなお話を聞いておりますけれども、1本で46万8,000円も、これはかかっとですか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）専門の樹芸屋さんのほうから見積もりを今いただいておりまして、内容を見ますと、どうしても物が大きいということで、クレーン車なりユニック車等が必要であるということと、作業員も含めてその分の経費を計上して見積書のほう出してあるんですけれども、これにつきましては、内容を精査した結果、この金額で、今のところ予算として要求はさせていただいておりますが、また見直し等で安くなる分は適切に取り扱いたいと思います。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）クレーンを雇ってするのはわかりますけれども、余りにも高額な金額だなど、1本に対して。なるべく予算を抑えられる部分は、業者の方にもお伝えして、頑張っていただきたいと思っておりますので、そこら辺をよろしくをお願いします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

18ページ、款6商工費の目の3の震災対策費、13と15の委託料と工事請負費というのが、仮設の2つ入っております500万円と35万円、こちらはこういったものを、どういうふうにされるのかをお聞きします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えします。

事業用仮設店舗の移転に伴いまして、結局これを移転するに当たりまして、委託料のほうにつきましては、移転先の地盤調査及び基礎の設計を考えてお

ります。

一応、上物の工事請負費につきましては、その設計ができて、基礎工事等、上物をそこに持っていくという工事費を計上させていただいております。

ただいま、事業用仮設店舗というのが、今、C棟のみんなの家の横に店舗がございます。そちらのほうが、一応集約に伴いまして移転するという形で、もう営業のほうはされないということでございましたので、別の場所に移転するという形でございます。

移転先のほうは、今のところ、風の里キャンプ場のほうに、管理棟の下のほうに、以前、倉庫のほうがございましたが、そちらのほうで倉庫として利用するならというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）3番議員、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）坂本です。

これは、県からただでもらうということになるんだろうと思いますけれども、またこちらの、例えば設計委託が35万円と仮店舗の移設費が500万円と、相当の金額になっております。ただでもらって、これだけお金がかかるのかというのも一つは疑問に思いますし、またこれの財源がその他の財源で250万円、このその他というのがどういった財源なのかと、あとは一般財源が285万円、相当の金額が一般財源として支払われることになりましたけれども、こちらは風の里のほうから、これは要望があったからされるのか、また、ただでもらえるんだから、どうにかしたいから置かれるのか、そういった感じはどういったものでしょうか。金額的には大きいものでありますので、その辺お願いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）こちらの仮設店舗のほうで、これ県のほうからではなくて、中小機構というところからの補助をいただいて建設しております。

建設当初自体が、今はもう仮設でございますので、基礎あたりはしっかりしたもので、永久的なものではございませんので、今度持っていく先のキャンプ場のほうでは、しっかりした基礎をつくって、その上に今のプレハブのほうを設置するという形で、基礎のほうでやはりしっかりしたものをつくれれば、ある程度金額的にちょっと上がってきているというような状況でございます。

それと、歳入の財源、その他の歳入になっておりますが、こちらにつきましては、復興基金の創意工夫分のほうの事業が充てられると県と協議しておりますので、そちらのほうの財源を充てております。

○議長（宮田勝則君）3番議員、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

無料でもらったにしても、これはもう一番初めから535万円、結構な金額

になりますので、昔からただよりも高いものはないというふうな考えになるのか、これが本当に必要なのか、その金額に見合うだけの使い方をされるのか、その辺がやはりちょっと思うことではありますけれども、この500万円というのは、やはりそれだけかかるということでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）一応、専門の業者さんのほうにも見積もりのほう、とらせていただいております、まず風の里キャンプ場にお話をして、今、倉庫のほうがないということでございましたので、そちらのほうに設置するならということで現地のほうも見ていただきまして、基礎のほうはしっかりしたやつを、先ほども言いましたように、つくるということでございますので、その設計のほうをしてみないと、地盤調査等をしてみないとわからないということでございましたので、その設計の内容によって、若干金額的には、工事費のほうも変わってくるかもしれませんが、一応その予定で見積もりのほうも出ております。

○議長（宮田勝則君）坂本君、よございますか。

○3番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）ちょっと提案ですけれども、今、坂本君のところの仮設店舗の件ですけれども、大きさは大体どれぐらいあるんですかね。

それと、提案ですけれども、今、庁舎内、非常に倉庫、物がいっぱいでございます。足元ができないぐらいの倉庫じゃないかと思うんですけれども、そこを庁舎内、一回きれいに、古い書類もたくさん詰まっておりますけれども、そういう、もう少し庁舎内の書類を入れるような倉庫も必要じゃないかなと私は前から思っております、風の里の物置も大事かと思っておりますけれども、庁舎内の書類等を入れる、古い書類がいっぱいあると思っておりますけれども、そういうのを、ちょっと庁舎内を片づけていただきたい。

余りにも物が多過ぎる。足元、通り道にも品物がある。ちょっと災害のとき、非常に危ないと思っておりますので、そこら辺の検討で見直しも必要じゃないかなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

庁舎内の、確かに、今、なかなか地震の後、まとまった、不要物の廃棄も含めた整理整頓ができていないというのはご指摘のとおりだと思います。

文書につきましては、今、文書管理規程に基づきまして、保存年数を定めて適切に処分していくというところでございますので、それにつきましては、毎年度末、総務のほうから指示を流しながら適切に処分していただく、整理をしていただくというのと、庁舎内の、先ほど言いましたいろんな物が置いてあるところにつきましても、各課のほうに指示をして整理整頓を、適正化

を図っていきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）整理整頓を適正にやっていくと言いますけれども、それを置く場所がありますか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）文書につきましては、廃棄年数が来たものにつきましては当然廃棄して処分いたしますので、まずそこ辺のあいたスペースのほうに、文書庫のほうに文書等につきましては入れていただくという分と、なかなか大きい物につきましては、現状、ご指摘どおり倉庫がないというところでございますので、そこはまだちょっと、今後どうしていくかは検討が必要かとは理解しております。

○議長（宮田勝則君）まだ答弁のやつで、質疑の中で大きさを言っていないな。企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）先ほどご質問のプレハブの大きさ等ということでもございましたので、お答えします。

プレハブにつきましては、今、設置してあるのが7連棟の、面積的に90.7平米でございます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）入れる倉庫はあるのかというご質問でありましたけれども、もともとそこに建設課のほうで2階建てのプレハブは利用しておりましたけれども、あれは村のものでありますので、今、そこに工事をやっております。そこにあれを移設して、そこに入れるならばというふうに今考えております。

いずれにしろ、あれはどっちかやらんと、あそこの工事もしなくちゃなりませんので、今それを、西側のほうを石垣がやがて終わると、もう大体終わっているかなということで、そこをきれいにして、そこあたりにまた基礎をしてするならばなど、そこに入れるならばというふうに思っております。

多分に、もう年数が来た書類は廃棄してもよろしゅうございますけれども、新たに災害関係でかなりの書類が出ておりますので、そういったことを利用していくなればなというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）村のほうでそういうふうに考えておられれば問題ないんですけども、余りにも、住民の方も感じておられるんじゃないかなと思っております。

1階なんかも、特に階段周り、村長さんのほうに上がる通り道なんかも結構汚いなというふうに思っております、どうにか庁舎だけに、いろんな方が来られますので、やっぱりトイレと足元だけはきれいにしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ページ数は18じゃない、ふるさと納税の2億5,000万円についてであります。18だったかな、11だったか、ふるさと納税の2億5,000万円。

○議長（宮田勝則君）歳入分ですね。

○7番議員（山下一義君）ええ。大変、今までに比べたら、ふるさと納税の寄附金のほうがふえております。

よその市町村も、大変いろんな試行錯誤して、仕掛けをしながらふるさと納税をふやしておりますけれども、西原村として、この目標額、大体どれぐらいに想定されているのか、お伺いします。

多いほうがいいとは思いますが、その目標に向かってやられてこうなったのか、あるいは何もしないで、ただ納税を待ってこうされたのでは全然意識として違うと思いますので、お願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）目標というのはございません。ただ、相手方がどれだけ村にさせていただくのか、それは目標は5億円でも6億円でもよろしゅうございますけれども、それ幾ら立てても、納税者の方々が村外の方ですよ、もちろん、どれだけ西原村に寄附されるのか、それはまた返礼品等いろいろかみ合いがありますので、そこら辺もなかなか難しいということでございます。

ただ、今、さとふるということでやっておりますので、そこら辺も、今、西原村から品物を発送しますけれども、物が間に合わないというふうな状況もございます。そのときはサイトから落として、それはまだ出せないということにしたりとか、いろいろ試行錯誤しながらしておるところでもございます。目標は、ないということでございます。

○議長（宮田勝則君）7番議員、山下君。

○7番議員（山下一義君）この前、議長と一緒に、このふるさと納税について、宮崎県の都城市に研修に行っていました。やはり、そちらのほうもいろんな仕掛けをして、さとふるとか楽天というふうな、納税者への贈り物をいろんな工夫されております。その写真の撮り方あるいは品物であったり、やっぱり多ければ多いほどいいということで、やっぱり市町、ほかの他町村も仕掛けをいろいろして、このように、これまでふるさと納税の寄附額が多くなったということを知っていました。

ですから、ただ単純に待っていただくじゃなくて、やはりそういうふうな仕掛けも、もっとふやすためにはいいかと思っております。今、これだけふえていくということは、大変仕掛けも十分に考えながらされていると思っておりますけれども、これを持続させ、ずっと続くためには、やはりこれからもそういうふうな努力をしながらやっていきたいと思いましたが質問しました。以上で

す。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ありがとうございます。

ただいま、都城市のお話がありましたけれども、一応、昨年度の都城市さんの資料を見させていただきますと、向こうでは95億円ほどのふるさと納税があつておるといふふうにお聞きしております。全国でもベストテンに入るような形ではございますが、その楽天というサイトを使って、昨年度までは、そのポイントあたりも結局市町村が負担しなきゃいけないとか、そういった部分もございまして、楽天の経費に当たる率のほうが結構高うございました。そういった部分もありまして、都城さんのほうも経費率としましては、そういった募集とかの関係の経費率になりますが、74%ほどになっておるといふ状況でございました。

昨年度、西原のほうでは、経費率的には46%というような状況でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君、今のでよございますか。

○7番議員（山下一義君）いいです。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）2番、村上です。

18ページです。

糸舞季施設改良工事についてですけれども、ここ何年か、糸舞季に關しましては、負担金、補助金、そういう感じで金を使ってきております。改修する上は、幾らかの見返りのなものもなからんと、もう一方的な金出しばかりでは負担が多過ぎると思います。どうか、どのくらいの工事が行われるのか、ちょっとお願いします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えします。

糸舞季につきましては、この改修工事を上げておりますが、こちらにつきまして、工事の内容につきましては、建物の北側の滝川側なんですけど、こちらのほうの壁が雨等による雨水によりまして腐食をしております。この軒出のほうがちよつと短いということもございましたので、そういったところを見て、中のほうから開けてみますと、ちよつと柱の下のほうに腐食しているような状況でもございますので、そちらのほう、木材のほうを撤去して、生コン等で補強をして、上との既存の壁とつなぎ合わせていくというようなことでございます。

あと、負担金等につきましては、浄化槽関係の分は、一応昨年度、浄化槽の分は支払いをしておると。今年度につきましても、当初予算のほうで組んであるというふうな状況でございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）糸舞季は村の施設でございますので、その維持管理的なものは大事かと思えます。本年の夏に清掃管理費ですかね、それを200円ずつ徴収されておりました。自分もいて、取られましたけれども、清掃管理費的なものを、100円が200円に上がって、夏、取られておられましたけれども、その売り上げと管理費というのは別に管理されているのか、お尋ねします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）うちのほうとしましては、糸舞季の管理組合のほうにお願いをしておると、指定管理者として委託しておるという状況でございます。

その中で、清掃協力金につきましては、そちらのほうでの協力金でございますので、取り決めになってきておりますが、こちらのほうにも一応100円から200円に上げるというお話はいただいております。

その経営の中身については向こうのほうでやっておられまして、一応今月、その資料につきましては、今、こちらのほうに出していただくようお願いをしているという状況でございます。

○議長（宮田勝則君）2番、村上君。

○2番議員（村上高志君）河原の滝におきましては、河原地区にとって唯一の観光地でございます。観光地に行って、追っかけてきてそういうお金を取るような動作では、どうも観光に来られたお客さんが不愉快な思いをして帰られたというような話も聞いております。

ぜひ、また来たいというような、そういう話が上がるような観光地にしていかないかと思えますので、企画商工からの指導をよろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）私たちにも、役場のほうにも二、三点、そういったお話がございましたので、聞いたすぐに、今、管理されているところにもちゃんと連絡をして、指導しておるという状況でございます。今後も指導していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

15ページ、民生費のほうの2児童措置費のところ、これはこの前あった会計年度つきの任用、ああいう影響かな、どうかわかりませんが、非常勤の職員の報酬が625万円減額で、臨時雇賃金というのはありますかね、西原保育園のほうだと思いますので、同じ同額、それとまた次のページの委託料のところ、保育士の派遣業務委託が減額、またされているということで、その

影響が出た結果かなというふうに解釈していますが、大体その状況といえますか、現況をちょっとお聞きいただければ、お願いします。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）ただいまの質問にお答えいたします。

まず、報酬と賃金の増減でございますが、まず報酬のほうは、非常勤の先生が、3名の方が臨時職員として4月に異動しております。そのための、ここは増減となっております。

また、委託料ですけれども、派遣会社と連絡をとっている中で、現在、保育希望される方で、勤務時間で9時から4時の間とかの保育だったらできるという方がいるというふうに聞いておりますが、ちょうど朝、夕方というのは、一番保育園としても欲しい時間帯ですので、なかなか条件が合わないということで、現在、まだ派遣での保育士さんは雇用ができておりません。そのための減額でございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）大体、任用制度で報酬、賃金のほうが軽く、ちょっとこの、私ども給与というか職員の取り扱いのところははっきりちょっと理解できんところもありますが、3名の方が報酬から賃金のほうにということになったということは、その制度化で辞退されたとか、扶養あたりいろいろ調整でそういうふうに移られたという解釈でいいのかなというところと、それによって保育園の指導員も、さっき委託のほうもなかなか見つからないというような感じで、保育に対する保育士さんといえますか、そういう人数は充当か、充実しているのかということをお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（松永政範君）お答えいたします。

報酬につきましては、非常勤職員の方ですけれども、この方たちは扶養に入っている方たちとか、そういった先生方です。

賃金につきましては、臨時職員ということで、1日勤務という形になります。

保育園の運営として、やっぱり1日勤務をふやしていかないと、なかなか体制がとれないということで、ちょっとお願いして臨時のほうに移っていただいたと、扶養から外れて臨時のほうに移っていただいたという経緯があります。

それから、派遣保育士ですかね。（「いや、充実しとるかということ」の声）

体制的には、来年度、会計任用制度が始まりますけれども、実際のところ、ほかの市町村の動向もちょっと気になるころではあるんですけども、1月に募集するという予定で、今現在の保育士さんたちは、移行については聞いているところではございます。

実際、他市町村も全部ホームページ等で見られるようになりますので、その後、実際どうなるかというのはちょっと未確定なところもございますので、はっきりとこうなりますというのは、ちょっと今のところ具体的には言えないかなと思っております。

○議長（宮田勝則君）林田君、人事の雇用の件ですので、総務課長が補足説明いたします。

○8番議員（林田直行君）はい、お願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ご質問いただいている中で、会計年度任用職員ということの趣旨の部分でございましたので、今のこの間の経過と今後の予定について若干説明させていただきます。

来年の4月1日から、全ての臨時・非常勤職員につきましては、基本的には会計年度任用職員という形に移行するわけですが、今現在、各課のほうに、今後、来年4月1日以降採用するであろう会計年度任用職員の職種であったり職務内容と初任給というのを位置づけなくちゃございませんので、その給料の位置づけ等を個別にヒアリングさせていただきまして、今現在、大体全体的なつかみとといいますか、つくってきているところでございます。

あわせまして、雇用の勤務条件等につきましても、各課のほうで想定している勤務条件等を出していただきまして、それも出してきていただいております。

今後、12月もしくは多分1月になると思うんですが、これは国の制度上、どうしても公募して募集するというのが一つ、一番スタートになっておりますので、そこを踏まえて募集をして図っていきたくと思っております。

保育園につきましては、前回の議会のときにもご質問があったと思うんですが、どうしても扶養であったりという部分で、なかなか今のまま、今度、報酬等が上がれば外れるという方も想定するわけですが、現状では、この制度上、新しい、これは働き方改革の一つで始まった制度でございまして、女性の社会進出等ということで、報酬も上がって、仕事をしていただくという部分で捉えていただいて、やっていただきたいと思っております。

保育園につきましては、11月に今の臨時・非常勤さんを集めていただいて、この制度の説明を総務課のほうでしているところではございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）着々と施行に向けての調査というか、やっておられるということでございますが、職員といたしますか、皆さん頑張っておられますが、震災後の支援に来られた職員さん方も、もうすぐ撤退というふうな話も聞いております。そうした場合、働き方改革にはなりますが、職員不足でいろいろなるんじゃないかと思えます。

先ほど、保育園にしても、こっちの事務職員、現場でもですが、そういうところで職員採用、今、定員決まっておりますが、ある程度落ちついたならば、そこも考える必要はあるんじゃないかなという考えもありますが、村長、どうしてお考えでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）来年度、派遣の方々、佐賀県は全部、来年はないということ、佐賀県自体が来年度はどこにも派遣しないということであります。

すると、山鹿市もだめと、相良村もだめと、水俣市の本田さんだけは来年もできるということで、よその自治体からの派遣の方は1人と、県からは2人できるだろうなど、今は申し込んでおりますけれども、本来ならば技術職員もできんと言っておりますけれども、なかなかそれも厳しいかなと、一般職でもいいからお願いしますということをお話しております。

定員は、今まで何回となく定員の増加をやってまいりました。2人辞めたのが3人採用、1人辞めたのが2人採用という形でやってまいりましたけれども、もう震災後4年に、やがて来年なりますけれども、大分落ちついてきたなど。ただ、復興建設課だけは、来年中はまだ忙しかろうということと、企画のほうが大分忙しくなっております。最後に、家が建てれば税務課も忙しいだろうということでもありますので、そこら辺の全ての課を見ながら、来年の人事異動もやっていきたいなというふうに思っております。そしてまた、お子様が生まれるということで産休に入られる方もおられますので、そういう方も見ながら進めていかんといかんなど。

働き方改革で、もう残業等もなかなかできないような状況になってきておりますので、ことしは本当は定年が1人でしたけれども、2人採用という形で採用させていただいております。ただ、定年外の人がひょっとすると辞めるのではないかという話もちょっと聞いておりますので、そこら辺も踏まえて、今、あんまりふやすと、本当に今度は今の仕事が減ってきたときにダブつきやせんかなというふうにも思っておりますので、そこら辺を考えながら、まず一、二年はちょっと厳しいかもしれないけれども、再来年度はようになったというようなことになるかもしれませんので、そこら辺もちょっと難しいところもありますけれども、復興建設課があと1年すれば少しは楽になるかなというふうに思っております。そういったことも総合的に考えながらやっていきたいなというふうに思っております。

ご心配をおかけするところもあるかもしれませんが、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）わかりました。基本、住民サービスですから、そこをちょっと重視されまして、よろしく願いしておきます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

12ページ、工事請負費で、役場庁舎大会議室の照明機器改修工事ということで80万円、この工事内容の説明をお願いしたいということと、もう一点、16ページ、小森団地集約事業浄化槽解体に伴う清掃業務委託料というのがあります。これ運搬料を含めると大体三百七十何万円かかっています。清掃と運搬料ということですね。これは、恐らく村内の業者と思いますが、他社にも声をかけられたのか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず初めに、財産管理費の工事請負費、役場庁舎大会議室の照明等の改修工事でございますが、これにつきましては、大会議室の照明設備がことしになりまして2回ほど、不具合等発生して停電しております。2階のフロア自体が、ブレーカーが落ちる関係上、停電が2回発生しておりました。

中身の調査をさせていただきまして、どうしても修繕が早急に必要だということになりましたので、その修繕等をあわせて、現在、大会議室に置いております照明につきましてもLED化に換えたいということでの工事内容になっております。

もう一つの小森団地集約の浄化槽解体に関してでございますが、これに関しましては、今のところ、予算についての見積もりということでございますので、ほかの業者さんも含めて、とってはいないという状況でございます。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）6番、上野です。

これはもうお願いですけれども、1社独占にならぬように注意していただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）今のは、お願いですので。

○6番議員（上野正博君）総務課長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）基本的に3社等含めて見積もり等をとる形で、最終的には発注先を検討したいと思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番、桂悦朗君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番、桂です。

9ページになります。総務費国庫補助金で41万6,000円補正組んでありますが、これは個人番号カード利用環境整備用と、それと交付事務費ということで出ているんですが、本村のこのマイナンバーカードですかね、これの交付の状況というのをお聞きしたいと思うんですが、どうなっていますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいま、マイナンバーの交付率につきましてお答えしたいと思います。

本村では、これ11月17日現在ではございますけれども、621枚の交付で、全体の9.18%が交付率になっております。

全国でいきますと、全国で14.3%と、熊本県で14.4%となっているような状況でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）全国、また熊本県のほうも調べておられて、今、報告されましたけれども、全国を見たら、この普及されている、交付されている人が、一番多いので大体75歳から79歳、これで大体25%ほどなっているんですよ。その次が70歳から74歳、要するに高齢者の方が交付されているのが多い。ところが、0歳から20歳までという、ここについては要するに少ないということを書いてあったんですが、それは0歳がこれ交付する、お願いしますということはないからですね。

でも、一番必要なところというのが私たちの年代まで、40歳代ですね、そこらあたりが普及していないんじゃないかなと、余り。そこらあたりを今から先、普及していかななくてはならないのかな。

また、熊本県が、先ほど言われたように14%以上ありますが、熊本市が15.6%ということなんですよ。そこは、熊本市が、今現在、マイナンバーカード取得キャンペーンというのを実施しておる。これは、11月1日から来年の3月13日までということ、今、キャンペーンしているんですが、本村ではキャンペーン等を考えているのか、今しているのか、ちょっとそこをお聞きしたい。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今、ご質問のマイナンバーカードについての普及について、今現在では村として行ってはございませんが、一応ことしの6月に、国のほうから「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」というのが出されておまして、本年度は、国家公務員や地方公務員等が本年度中にマイナンバーカードの取得を推進することということにされておまして、一応そちらにつきましては、役場の中でも総務課より周知をされておまして、今、皆さん、申請をしているというような状況でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、政府が打ち出しているのは、このカードを使ってポイントをつけられるような状況にするとか、いろいろ、今、国のほうも考えているわけですが、村としても、そのカードを交付したときに、総務省が出しているんですが、一番困っているのは個人情報の漏えい、これが一番、

何かみんな、どうなのかなということをご心配しているところがあるんですね。そこらあたりを、やはり村としては、皆さん方に進めるのであれば、きちんと説明して、皆さん方が安心してそのカードをつくれるような状況にしないといけないんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてはどのよう説明していかれるつもりなのか。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）今回、補正に上げております分につきましては、今、桂議員のほうからありましたように、来年度から予定されております消費活性化の一環としましてポイントをつけていくというようなことになっていくという状況になります。それで、まず村内の店舗等にも、こういったことが今から始まるということで周知をしていくということで、今回の補正予算をお願いしておるという状況でございます。

それによって、参加していただく店舗とかそういったところで、そういった方々もマイキーIDという、そういったやつを取得していただかなければなりませんので、そういったところをしていただきながら、まず今回は店舗あたりにそういった周知をしていくと。その後、村民の方々にも一応周知をしながら広報等をしていくというような形で、来庁者あたりには、看板等を設置して、申請を促すようなことを考えております。

あとは、この申請につきましては、写真等も必要になってまいります。ですので、写真等につきましては役場で撮影してあげるとか、そういった工夫をしながらできればという、普及のほうをそういった形で図ってまいりたいというふうに思っております。（「セキュリティー」の声）ああ、そうですね。

一応、このマイナンバーカードにつきましては、カードの紛失とか、そういった部分もあるかと思いますが、一応暗証番号とか、そういったセキュリティーの部分でされているという部分ではございますので、そこはもう、あと個人的な部分の管理にはなってまいりますけれどもといったところでのセキュリティーという形になっております。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時18分）

（午前11時35分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁の途中でしたので、企画商工課長、答弁を求めます。

○企画商工課長（林田浩之君）先ほどのセキュリティー関係の件でございますけれども、セキュリティーに関しては、こちらのほうはマイキープラットフォームというサイトになりますが、こちらのほうにつきましては、国のほうが管理をしております。でございますので、ここから漏えいがあるというよ

うなご心配はないかと思っておりますので、それをもとに、国の指針等を見て、普及活動をしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）2人は、よろこばいますか。（「言っているなら言いますよ」の声）

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）すみません、先ほどの、ずっと企画課長ばかりやったからどうしようかと思ったんですけども、ふるさと納税、肉の関係です。村内の、特に国産、県産はあか牛ですから、特に県産のあか牛で、なおかつ村内の牛肉というのは、ふるさと納税に商品として出ているのか、ちょっと伺いたいです。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えします。

あか牛というのは、もう県の指定ということでございますので、一応あか牛につきましては、今、肉屋さん3社ほどございますけれども、そちらのほうから出ております。納税の商品として出されております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）すみません、村内の農家の方々が出ているのかを聞きたかったんです。

○議長（宮田勝則君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）これはもう、その商店によりますので、それで村の農家さんの指定というのは、こちらのほうからは、してはおりませんので、1社は村内の肉を扱うところがございますので、そちらのほうはある程度取り扱われているかとは思いますが、ちょっと確認はできておりません。以上です。

○議長（宮田勝則君）中西君、今の質問の中で。

4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）実は、私は人吉のほうに出荷をしています。解体関係は、ゼンカイミートといって錦町にあります。そこは、錦町のところだから、錦町の屠場だから錦町だけのやつしかできないじゃなくて、近隣町村のを請け負ってやっております。そういったところから出されたやつ、その地の元のやつを極力やるような形をとっているそうです。

どうも、これまで聞いたところでは、余り村内のあか牛というのをふるさと納税でもちょっとやっているふうには聞いていなかったものですから、極力そういったところを気にかけて取り組んでいただきたい。いかがですか。

○議長（宮田勝則君）今の趣旨は、地元育成、地元還元という意味ですよ。

○4番議員（中西義信君）はい、そうです。

- 議長（宮田勝則君）企画商工課長。
- 企画商工課長（林田浩之君）一応、取り扱いする店舗あたりに協力の要請はしてまいりたいと思っております。よろしくをお願いします。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。
- 1 番議員、堀田直孝君。
- 1 番議員（堀田直孝君）1 番、堀田です。視線が合いましたので、質問させていただきます。
- 14ページです。
- 障害者福祉費の中に社会参加ということで自動車改造費の助成が上がっておりますが、これは申請にあったので補正なのか、それとどのような改造の内容なのか、また助成率はどれなのかと、手続としては、今、何件ぐらいこういうのが上がっているかということと、同じ15ページですけれども、民生費の国民年金事務費ですけれども、この中に産前産後免除に係る電子媒体というシステム改修費が含まれておりますが、この産前産後の対象者の免除率というのはどれだけなのか、また期間ですね、この対象になる期間は産前何カ月、産後何カ月、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。
- 議長（宮田勝則君）住民福祉課長。
- 住民福祉課長（藤吉昌也君）今の質問にお答えいたします。
- まず、扶助費の自動車改造事業の社会参加分ですが、申請につきましては2件、相談が1件あっております。当初予算で1件の10万円組んでおりましたので、今回、追加で20万円の予算を組ませていただいております。
- 主な内容につきましては、自動車の障害者に係る運転しやすい改造とか、もう一つは、今ご相談がっているのは、車椅子でそのまま乗せる改造をやりたいということ等によるご相談がっております。
- それと、国民年金事務、委託料の産前産後期間の保険料免除ということですが、ことしの2月1日以降が対象ということで、あくまでも国民年金1号被保険者、皆さん方でございますが、その方ですので、今、対象者は少のございます。免除につきましては、今のところは1件もあっておりません。あくまでも申請主義ということでございますので、ただ、今後は、委員会のほうでもありましたように、こういう制度がありますよということで周知のほうはさせていただきたいと思っております。
- 一応、期間につきましては、出産予定日または出産に属する月の前月から4カ月間が免除という形になります。以上でございます。
- 議長（宮田勝則君）1 番、堀田君。
- 1 番議員（堀田直孝君）それでは、自動車の改造費というのは1件10万円ということで理解してよろしいでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）住民福祉課長。
- 住民福祉課長（藤吉昌也君）すみません、上限が10万円でございます。幾ら

買っても10万円が上限ということになります。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）財源は一般財源ということですかね。ということで、これは条例に規定されているということですのでよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）条例じゃなくて、要綱のほうにありますけど、ちょっと要綱の正式名称を忘れてましたが、一応、基準として要綱のほうにうたっております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）要綱ということであれば、ある程度柔軟に対応できるかとは思いますが、今後、やっぱり障害者の方がふえる、また障害者に対する優しいこういう器具というのがいっぱい出てくるんで、やはり上限が10万円ということじゃなくて、ある程度、その支出の割合によって補助金の負担というのを決めてもいいんじゃないかならうかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

一応、要綱のほうをまた見まして、あと障害関係の条例、要綱のほうも確認いたしまして、今後、検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第94号、令和元年度西原村一般会計補正予算（第6号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第94号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第95号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第95号につきましてご説明いたします。

議案第95号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定め

るところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,297万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,791万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1事業費補助金121万3,000円の増額補正でございます。システム整備費補助金121万3,000円の増額補正につきましては、国民健康保険システム改修に伴う国庫補助金の増額補正であります。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金1,176万6,000円の増額補正でございます。普通交付金1,176万6,000円の増額補正につきましては、かかった保険給付費に対する補助金で、高額療養費の増加に伴う県補助金の増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費127万4,000円の増額補正であります。委託料127万4,000円の増額補正につきましては、マイナンバーカードを活用し、医療機関でオンラインによる被保険者の資格認定等を行うために必要なシステム改修に伴う委託料の増額補正であります。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費1,176万6,000円の増額補正であります。負担金、補助及び交付金1,176万6,000円の増額補正につきましては、高額療養の増加に伴う増額補正であります。

あとは、予備費を6万1,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）7ページ、1番、一般管理費、委託料で、外国人の被保険者の在留資格関係システム改修委託料となっておりますが、いろいろ農業あたりや会社のあたりで外国人の雇用が大分有っていると思いますが、そういう関係だろうと思いますが、現在、会社はどのような関係で構成というか、健康保険で、国民じゃなしで健康保険でやっているのかどうかわかりませんが、農業あたり、いろいろあるかと思いますが、今、どれくらいの関係でこういう健康保険にかたられるのかどうか、資格はあるのかどうかわかりませんが、ちょっとその辺、詳しくお答え願えればと思います。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時51分）

（午前11時52分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を保健衛生課長に求めます。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの林田議員の質問にお答えいたします。

外国人登録を西原村に行った時点から、その方が国民健康保険ということになれば登録ということになります。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）ということは、それは本人掛くるかどうか、会社か、はよ言や、今、大分農作業でも外国人雇用されておりますので、そういう人たちの取り扱いは、個人で払うというか、会社というか、雇用した人がするというのか、どちらかをちょっとお願いします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）基本的には個人負担ということになります。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）そうなった場合、今現在、大分おられますが、加入者、こういうシステム改修をするということは、要るということかなということに感じますが、どれぐらいおられるんですかね。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時54分）

（午前11時57分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁は後ほど行わせますので、報告として行わせます。

ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

7ページの高額医療費のほうが上がっておりますけれども、こちらの要因と、例えば年齢別でどういうふうになるとか、その辺がわかりましたら教えてください。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの坂本議員の質問にお答えいたします。

年齢別までは詳細をちょっと把握しておりませんが、11月の支払い時点での50万円以上の医療費がかかった件数等について、ちょっとご報告させていただきますと、金額で、医療費総額で約5,000万円程度、昨年度と増加しております。プラス、人数で約50人程度、今回50万円以上を抽出した中

では増加ということになっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）高額医療ですので、その高額医療という、50人ぐらいふえたということで、その人たちの病名とか、その辺がわかれば、どういったものが高額医療でこんなにふえるのかをちょっと知りたいものですが。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）昨年度と比較して、主な疾病名でいきますと、一番多いのはその他ということで、ちょっと内容的な、要は、八十幾つの疾病に大体分かれるんですけども、それ以外のその他が結構増加しております、月当たり25万円程度、昨年比増加していると。

その次に多いのが、骨折が月当たりで16万5,000円増加していると。

続きまして、第3位が、肺がんが月当たりで14万6,000円増加していると、上位3つがこういった疾病名になっております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よろこびますか。

○3番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第95号、令和元年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第95号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後 0時00分）

（午後 1時00分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

まず、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑について、保健衛生課長より報告がありますので、保健衛生課長に報告を求めます。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほどの林田議員の質問で、国民健康保険の有資格者、外国人何名いるかということで、先月末現在で外国人登録者98名に対しまして、国民健康保険有資格者19名でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君、よろこびますか。

○8番議員（林田直行君）はい。

○議長（宮田勝則君）続きまして、日程第7、議案第96号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第96号につきましてご説明いたします。

議案第96号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）。

令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,078万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目4保険者機能強化推進交付金93万5,000円の増額補正であります。保険者機能強化推進交付金93万5,000円につきましては、平成30年度の実績に基づき交付決定されたことに伴う増額補正であります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目2その他一般会計繰入金95万円の増額補正であります。介護認定申請の増加に伴い、介護認定調査員を増員することによる嘱託職員報酬の増加に伴う増額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款1総務費、項3介護認定審査会費、目2認定調査費95万1,000円の増額補正であります。報酬95万1,000円につきましては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に係る事務補助員報酬及び介護認定申請の増加に伴い、介護認定調査員を増員することによる嘱託職員報酬の増額補正であります。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防・生活支援サービス事業費192万円の増額補正であります。負担金、補助及び交付金192万円につきましては、訪問型サービス事業費を利用者減少により24万円の減額、通所型サービス事業費を利用者増加に伴い216万円の増額補正であります。

続きまして、目2介護予防ケアマネジメント事業費20万7,000円の増額補正であります。ケアマネジメント作成の増加に伴う増額補正であります。

あとは、予備費を113万4,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

7ページの認定調査員の件で、報酬といひますか、人員の何人当たりなのかを伺いたいのと、次の3番の訪問型サービスが減額とありますけれども、減額と通所がふえたというところのちょっとした理由等がわかればお願ひします。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）まず、認定調査員の人数に関してですけれども、1名体制でしたのを2名体制にしております。

それから、あと、訪問型サービスと通所型サービスに関してですけれども、近年の利用状況を見ますと、訪問型よりも通所型サービスを利用される方が非常に増加しております。数字的な分ではいひますと、調べますので、ちょっと。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時08分）

（午後 1時09分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

○保健衛生課長（松下公夫君）この利用者というのは、介護保険の要介護者ではなく、要支援もしくはそれ以前の方の利用を対象としております。

そういう中で、近年、やはり通いの場、すみれの会等の、要は施設で皆さん集まって利用するという利用の形態が、やはり介護者の今後の改善が見込まれるということで、そういった方の利用がふえております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございひますか。

○4番議員（中西義信君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第96号、令和元年度西原村介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第96号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第97号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第97号につきましてご説明いたします。

議案第97号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ234万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,632万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入の主なものについてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金234万8,000円の減額補正であります。後期高齢者医療保険基盤安定負担金の減額に伴う繰入金の減額補正でございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金234万7,000円の減額補正であります。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費18万9,000円の増額補正であります。委託料18万9,000円につきましては、健診受診者の増加に伴い、26万7,000円の増額、歯科健診受診費用7万8,000円の減額補正であります。

あとは、予備費を19万1,000円の減額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第97号、令和元年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第97号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第98号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第98号につきましてご説明いたします。

議案第98号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、西原村歳出予算の総出から歳入歳出それぞれ1,188万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,111万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款1水道事業収益、項1営業収益、目2その他営業収益、節2工事申込金1,188万円の増額補正、これにつきましては、山西団地46棟、第2河原団地13棟の災害公営住宅建設、それから村営住宅木造A棟の改修工事後の51棟に伴う加入金による増額でございます。加入金の単価としましては、10万円プラス消費税、10万8,000円となっております。

ただいま申し上げました加入金及びこれから説明します一般会計工事請負費への繰出金に関しましては、前回の議会でご指摘がありました点を踏まえ、是正したものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節15工事請負費220万1,000円の増額でございます。

これにつきましては、宮山水源地の導水ポンプ故障に伴う取りかえ工事等

ほか4件の工事を計上しております。

次に、節28繰出金687万5,000円の増額補正、これにつきましては、先ほど説明させていただきました災害公営住宅建設に伴う配水管布設工事につきまして、一般会計へ繰り出すための増額となっております。

項3予備費、目1予備費、節30予備費としましては、240万4,000円の増額補正をしております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

訂正させていただきます。

最後の予備費に関してなんですけれども、280万4,000円の増額補正となっております。

以上になります。申しわけございませんでした。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時20分）

（午後 1時21分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）訂正をさせていただきます。

第1条の文言につきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,188万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,111万2,000円とするということで訂正をお願いします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第98号、令和元年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第98号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第99号から日程第25、議案第114号までの工事請負変更契約の締結については一括議題にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。一括議題といたします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) それでは、議案第99号から議案第114号につきましては、全て工事請負変更契約の締結についてであり、同じ条文でありますので、以下については一括して変更契約の内容を説明させていただきます。議案第99号を説明いたします。

工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西小規模第2号、古閑地区小規模住宅地区等改良工事(古閑01)。

2、変更前契約金額、3億9,034万5,984円(税抜き額3億6,143万1,468円)、変更後契約金額、4億2,700万8,183円(税抜き額3億9,476万740円)、3,666万2,199円の増となっております。

3、契約の相手方、受注者、杉本・草村特定建設工事共同企業体。

変更の主な内容としまして、使用材料単価の変更、これについては、山砂、再生クラッシュラン、セメント系固化材及び練り積みブロックを中型ブロックに変更しております。

今回の変更より、消費税10%を適用しております。

それから、平成31年4月1日以降に契約または変更契約を行い、工期が令和元年9月30日を過ぎた工事につきましても、その契約からさかのぼって10%を適用しております。

次に、議案第100号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第5号、古閑地区大規模盛土滑動崩落対策工事(古閑01)。

2、変更前契約金額、3億8,510万3,865円(税抜き額3億5,657万7,653円)、変更後契約金額、3億8,729万7,933円(税抜き額3億5,857万2,261円)、219万4,068円の増となっております。

3、契約の相手方、杉本・草村特定建設工事共同企業体。

変更の内容としまして、使用材料単価、練り積みブロックを中型ブロックに変更しております。

次に、議案第101号を説明いたします。

1、契約の目的、西小規模第1号、大切畑地区小規模住宅地区等改良工事(大切畑05)。

2、変更前契約金額、1億2,361万6,480円(税抜き額1億1,445万9,705

円)、変更後契約金額、1億4,810万5,229円(税抜き額1億3,620万4,236円)、2,448万8,749円の増となっております。

3、契約の相手方、受注者、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体。

変更内容としまして、使用材料単価の変更及び中型ブロックに変更しております。もたれ式擁壁工型枠を残存型枠へ変更しております。

次に、議案第102号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第4号、大切畑地区大規模盛土滑動崩落対策工事(大切畑05)。

2、変更前契約金額、9億474万4,097円(税抜き額8億3,722万6,016円)、変更後契約金額、9億5,275万6,139円(税抜き額8億8,067万6,764円)、4,801万242円の増となっております。

3、契約の相手方、受注者、八方・宇都宮特定建設工事共同企業体。

変更内容としまして、鋼管ぐいの溶接方式からねじ込み方式へ84本変更しております。また、使用材料単価の変更及び中型ブロックに変更。もたれ式擁壁工型枠を残存型枠へ変更しております。

次に、議案第103号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第7号、宅地耐震化推進(大規模)滑動崩落対策工事(畑・風当03)。

2、変更前契約金額、1億9,189万297円(税抜き額1億7,767万6,201円)、変更後契約金額、1億1,516万7,320円(税抜き額1億9,883万7,131円)、2,327万7,023円の増となっております。

3、契約の相手方、高橋・山西特定建設工事共同企業体。

変更内容としまして、舗装工、排水構造物工の追加をしております。

次に、議案第104号を説明いたします。

1、契約の目的、西小規模第4号、小規模住宅地区等改良工事(畑・風当04)。

2、変更前契約金額、1億527万9,771円(税抜き額9,748万1,270円)、変更後契約金額、1億2,755万7,136円(税抜き額1億1,773万3,420円)、2,227万7,365円の増となっております。

3、契約の相手方、藤川・山口特定建設工事共同企業体。

変更内容としまして、排水構造物の追加をしております。

次に、議案第105号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第8号、宅地耐震化推進(大規模)滑動崩落対策工事(畑・風当04)。

2、変更前契約金額、2億2,570万2,542円(税抜き額2億898万3,836円)、変更後契約金額、2億8,891万9,019円(税抜き額2億6,645万3,361円)、6,321万6,477円の増となっております。

3、契約の相手方、藤川・山口特定建設工事共同企業体。

変更内容としまして、固化材盛り土工から網状鉄筋工（ロックボルト工）に変更、2カ所しております。また、中型ブロック積み工を2カ所追加しております。

次に、議案第106号を説明いたします。

1、契約の目的、西小規模第6号、小規模住宅地区等改良工事（上布田11）。

2、変更前契約金額、4,842万6,120円（税抜き額4,483万9,001円）、変更後契約金額、6,257万1,020円（税抜き額5,769万8,001円）、1,414万4,900円の増となっております。

3、契約の相手方、株式会社下村組。

変更内容としまして、詳細設計に伴い、路盤工、舗装工を追加しております。

次に、議案第107号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第10号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（上布田11）。

2、変更前契約金額、1億4,247万2,520円（税抜き額1億3,191万9,001円）、変更後契約金額、1億6,424万8,120円（税抜き額1億5,171万5,001円）、2,177万5,600円の増となっております。

3、契約の相手方、株式会社下村組。

変更内容としまして、使用材料単価の変更及び中型ブロックに変更。固化材盛り土工をスラリー攪拌工に変更しております。

また、上布田地区においては、ブロック積み基礎部の床掘り時に湧水が確認されたことにより、セメントと土をまぜて行う安定処理工をコンクリート打設に変更しております。

次に、議案第108号を説明いたします。

1、契約の目的、西小規模第7号、小規模住宅地区等改良工事（下布田10）。

2、変更前契約金額、1億8,664万4,557円（税抜き額1億7,281万9,035円）、変更後契約金額、2億3,067万3,488円（税抜き額1億1,284万5,336円）、4,402万8,931円の増となっております。

3、契約の相手方、緒方・長田特定建設工事共同企業体。

変更内容としまして、使用材料単価の変更及び中型ブロックに変更。舗装工、排水構造物工の追加をしております。

次に、議案第109号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第11号、宅地耐震化推進（大規模）滑動崩落対策工事（下布田10）。

2、変更前契約金額、5億7,356万9,259円（税抜き額5億3,108万2,648円）、変更後契約金額、6億6,997万4,533円（税抜き額1億1,872万3,807

円)、9,640万5,274円の増となっております。

3、契約の相手方、緒方・長田特定建設工事共同企業体。

変更内容としまして、使用材料単価の変更及び中型ブロックに変更。また、詳細設計完了により、中型ブロックを4カ所追加しております。

次に、議案第110号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第3号、下小森地区大規模滑動崩落対策工事。

2、変更前契約金額、8,550万3,600円(税抜き額7,917万円)、変更後契約金額、1億738万5,000円(税抜き額9,906万2,182円)、2,188万1,400円の増となっております。

3、契約の相手方、株式会社高橋工業。

変更内容としまして、使用材料単価の変更及び中型ブロックに変更。また、詳細設計完了により、中型ブロックを2カ所追加しております。

次に、議案第111号を説明いたします。

1、契約の目的、西大滑第2号、美晴台地区大規模盛土滑動崩落対策工事。

2、変更前契約金額、1億6,092万円(税抜き額1億4,900万円)、変更後契約金額、1億8,386万6,000円(税抜き額1億6,986万円)、2,294万6,000円の増となっております。

3、契約の相手方、株式会社下村組。

変更内容としまして、使用材料単価の変更及び中型ブロックに変更。もたれ式擁壁工型枠を残存型枠に変更しております。

次に、議案第112号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第17号、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工事(谷頭③・瓜生迫・瓜生)。

2、変更前契約金額、8,758万1,126円(税抜き額8,109万3,636円)、変更後契約金額、1億738万3,743円(税抜き額9,909万6,016円)、1,980万2,617円の増となっております。

3、契約の相手方、受注者、長田建設株式会社。

変更内容としまして、当初の概算設計分を詳細設計確定後の図面、数量に基づく変更をしております。

次に、議案第113号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第18号、宅地耐震化推進(拡充)滑動崩落対策工事(葛目谷②)。

2、変更前契約金額、9,369万円(税抜き額8,675万円)、変更後契約金額、1億175万4,000円(税抜き額9,408万910円)、806万4,000円の増となっております。

3、契約の相手方、日置工業株式会社。

変更内容としまして、のり枠工について、着工前測定の結果に基づき、のり枠工の面積、延長、アンカーの本数の変更を行っております。

最後に、議案第114号を説明いたします。

1、契約の目的、西滑動第48号、宅地耐震化推進（拡充）滑動崩落対策工事（小東①）。

2、変更前契約金額、6,026万4,000円（税抜き額5,580万円）、変更後契約金額、8,172万7,970円（税抜き額7,531万2,700円）、2,146万3,970円の増となっております。

3、契約の相手方、受注者、株式会社太照工業。

変更内容としまして、下小森小東地区においては、ブロック積み基礎部の床掘り時に湧水が多数確認されたことにより、セメントと土をまぜて行う安定処理工をコンクリート打設に変更し、また仮設工の追加をしております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時46分）

（午後 1時49分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

内容の説明の訂正、補足がありますので、復興建設課長に発言を許します。

○復興建設課長（吉井 誠君）訂正をお願いいたします。

議案第102号をお願いいたします。

2番の変更前契約金額の税抜き額を間違えておりました。正確には8億3,772万6,016円です。

次に、第103号をお願いいたします。

2番の変更後契約金額、これの工事費2億1,516万7,320円に訂正をお願いいたします。

続きまして、第108号をお願いいたします。

2番の変更後契約金額、税抜き額のところで2億1,284万5,336円に訂正をお願いいたします。

続きまして、第109号です。

2番の変更後契約金額の税抜き額、6億1,872万3,807円に訂正をお願いいたします。

最後に、第110号をお願いいたします。

1、契約の目的で、工事名を下小森地区大規模盛土滑動崩落対策工事に訂正をお願いいたします。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、質疑される際には、議案番号を発言の上、質疑をお願いいたします。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

- 議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。
これより各議案ごと討論に入ります。
議案第99号について、討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第99号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第99号は原案どおり可決されました。
次に、議案第100号について、討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第100号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第100号は原案どおり可決されました。
次に、議案第101号について、討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第101号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第101号は原案どおり可決されました。
次に、議案第102号について、討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第102号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第102号は原案どおり可決されました。

議案第103号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第103号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第103号は原案どおり可決されました。

議案第104号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第104号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第104号は原案どおり可決されました。

議案第105号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第105号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第105号は原案どおり可決されました。

議案第106号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第106号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第106号は原案どおり可決されました。

議案第107号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第107号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第107号は原案どおり可決されました。
議案第108号について、討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第108号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第108号は原案どおり可決されました。
議案第109号について、討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第109号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第109号は原案どおり可決されました。
議案第110号について、討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
議案第110号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（宮田勝則君）全員起立であります。
よって、議案第110号は原案どおり可決されました。
議案第111号について、討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。

議案第111号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第111号は原案どおり可決されました。

議案第112号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第112号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第112号は原案どおり可決されました。

議案第113号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第113号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第113号は原案どおり可決されました。

議案第114号について、討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第114号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第114号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

(午後 2時01分)

(午後 2時14分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第26、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつ

いてを議題とします。

これにつきまして、総務課長から朗読いたします。

(総務課長 須藤 博君 登壇 朗読)

○総務課長(須藤 博君) 諮問第1号についてご説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

番号1。

氏名、園田久美代。生年月日、昭和31年6月2日。住所、熊本県阿蘇郡西原村大字河原684番地。備考、再任。

提案理由、人権擁護委員、園田久美代氏が、令和2年3月31日に任期満了となるため、再度選任いたしたく意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) ただいま総務課長の朗読による説明が終わりましたが、執行部に何かお尋ね、またはご意見等ございませんですか。

(「なし」の声)

○議長(宮田勝則君) お尋ねがないようですから、お諮りします。本件は、園田久美代氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、園田久美代氏を適任とすることに決定いたします。

日程第27、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきまして、総務課長より朗読による説明をいたします。

(総務課長 須藤 博君 登壇 朗読)

○総務課長(須藤 博君) 諮問第2号についてご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を、人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和元年12月10日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

番号2。

氏名、塚元利文。生年月日、昭和33年4月20日。住所、熊本県阿蘇郡西原村大字小森445番地2。備考、新任。

提案理由、人権擁護委員、海東義朗氏が、令和2年3月31日に任期満了と

なるため、新たに選任いたしたく意見を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付しております。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）ただいま総務課長の朗読による説明が終わりましたが、執行部に何かお尋ね、またはご意見ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ね、ご意見がないようですから、お諮りします。本件は、塚元利文氏を適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、塚元利文氏を適任とすることに決定いたします。

日程第28、発議第5号、「厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書」についてを議題とします。

内容の説明を提出者、桂悦朗君に求めます。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 説明）

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂です。

発議第5号、令和元年12月13日、西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、桂悦朗。賛成者、西原村議会議員、林田直行。賛成者、西原村議会議員、上野正博。

「厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書」について。

上記の議案を西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

提出の理由。

国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

次のページを見てください。

厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

このため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、本年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることがで

き、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになり、議員を志す新たな人材確保につながっていくと考える。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、大島理森殿、参議院議長、山東昭子殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、内閣官房長官、菅義偉殿、財務大臣、麻生太郎殿、総務大臣、高市早苗殿、厚生労働大臣、加藤勝信殿。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま提出者より発議の内容、意見書の内容等の説明がございました。

これより質疑に入ります。提出者並びに執行部の方々に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第5号、「厚生年金制度への地方議会議員の加入を求める意見書」について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、発議第5号は原案どおり可決されました。

日程第29、発議第6号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、発議第6号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

日程第30、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

4番議員、中西義信君。

（4番議員 中西義信君 登壇 報告）

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

阿蘇広域行政事務組合、平成30年度の決算を報告いたします。

阿蘇広域行政事務組合は7市町村で構成しておりまして、一般会計と特別養護老人ホームみやま荘、それと湯の里荘の決算報告です。

西原村が関係しております一般会計と湯の里荘を報告いたします。

まず、一般会計のほうは、歳入総額31億8,978万1,000円、歳出31億2,768万5,000円、実質収支6,209万6,000円です。そのうち、西原村分の内訳といたしましては、総額5,448万1,000円を負担しております。内訳は、一般管理、介護保険対策、障害支援対策、環境総務、そしてし尿処理施設、これが一番大きいところで4,193万9,000円、約76.9%を占めております。

続きまして、湯の里荘です。

歳入5億9,801万3,000円、歳出5億9,297万2,000円、実質収支504万1,000円です。そのうち、西原村からの金額は1,927万3,000円です。現在、湯の里荘には4名の方が入居されておられます。したがって、先ほど言いました一般会計の5,448万1,000円と湯の里荘の1,927万3,000円を足した合計7,375万4,000円が西原村から出ております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（宮田勝則君）報告がないようでしたら、これで組合議会等報告を終わります。

日程第31、委員会報告を行います。

各委員会から報告ございましたらお願いします。報告ございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（宮田勝則君）報告がないようでしたら、これで委員会報告を終わります。

日程第32、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方々から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程、会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、これをもって令和元年第4回西原村議会定例会を閉会いたします。

午後 2時34分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

3 番議員 坂 本 隆 文

4 番議員 中 西 義 信